

第7期 室戸市障害者計画

第7期 室戸市障害福祉計画

第3期 室戸市障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

室戸市

はじめに

近年障がいの重度化、介護する方の高齢化、親なき後の問題、精神疾患患者の増加、障がいがある子どもへの支援ニーズの増加など、障がい者施策のニーズは多様化しています。

室戸市では「みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまち」を基本理念とし、「室戸市障害者計画」を策定して以降、3年ごとに見直しを行いながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に実施してまいりました。このたび、第6期室戸市障害者計画の計画期間終了に伴い、「第7期室戸市障害者計画、第7期室戸市障害福祉計画、第3期室戸市障害児福祉計画」を策定しました。

子どもから高齢者、障がい者など年齢や属性を問わず、すべての市民が住み慣れた地域で安心して、ともに支えあいながら生き生きと暮らすことができる地域づくりが重要となっています。地域共生社会の実現のため、「たて糸」として包括的な支援体制の整備、「よこ糸」として困りごとを抱えている人を見逃さない、繋がりを実感できる住民主体の地域づくりを進めてまいります。

今後は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、障がいのある方やその家族、地域住民、事業所、各関係機関等と連携し、室戸市における重点課題を中心に本計画の着実な推進を図ってまいります。

むすびになりますが、この計画を策定するに当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました室戸市障害者自立支援協議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

室戸市長 植田 壯一郎

目次

序論

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 国の「基本指針」	3
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
6 計画の推進体制	7
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	10
1 人口・世帯	10
2 障がい者等の状況	11
3 障がい児の就学の状況	16

第7期障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方	18
1 施策体系	18
第2章 主要施策	19
重点課題1 相談支援体制の充実・強化	19
重点課題2 日中活動の場の確保と在宅サービスの充実	21
重点課題3 障がい児支援の提供体制の整備	23
重点課題4 外出やコミュニケーションの支援	28
重点課題5 障がい者の就労の場の確保と就労支援体制の整備	30
重点課題6 地域で支えるネットワークづくり	32

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 成果目標（令和8年度末の目標）	34
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	34
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	34
3 地域生活支援の充実	35
4 福祉施設から一般就労への移行等	35
5 障がい児支援の提供体制の整備等	36
6 相談支援体制の充実強化等	36
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	36

第2章 障がい福祉サービスの見込量.....	37
1 訪問系サービス.....	37
2 日中活動系サービス.....	39
3 居住系サービス.....	42
4 相談支援サービス.....	43
5 障がい児サービス.....	44
第3章 地域生活支援事業の見込量.....	46
1 地域生活支援事業実施の基本的な考え方.....	46
2 地域生活支援事業の実施状況及び事業量等の見込.....	46

アンケート調査

1 調査の概要（障がい者）.....	48
2 調査結果.....	49
3 調査の概要（障がい児）.....	57
4 調査結果.....	58

資料編

1 室戸市障害者自立支援協議会関係機関名簿.....	63
2 設置要綱.....	64

～ 「障害」の「害」の字の表記について ～

本計画書では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞で漢字が使われている場合は、「障害」とそのまま漢字で表記しています。

序 論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

室戸市では、障害者基本法に基づく障害者計画（第5次）（障がい者に関する施策全般にわたる計画）と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉計画（障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画）と、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を併せた「室戸市障害者計画」を3年ごとに策定し、「誰もが地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

新たな国の制度改正を通して、障害のある方の権利擁護の推進や障害福祉サービスの充実等が図られてきています。その一方で障害の重度化、高齢化、親亡き後の支援などの強化が求められています。このたび「第6期室戸市障害者計画」が計画期間終了を迎えるため、これまでの計画の進捗状況等の分析や評価を行い、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりをさらに推進するため、令和6年度から令和8年度までの「第7期室戸市障害者計画・第7期室戸市障害福祉計画・第3期室戸市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）根拠法令

障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条、障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

■障害者計画と障害（児）福祉計画の関連イメージ

障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。

「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。

「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

<策定する事項>

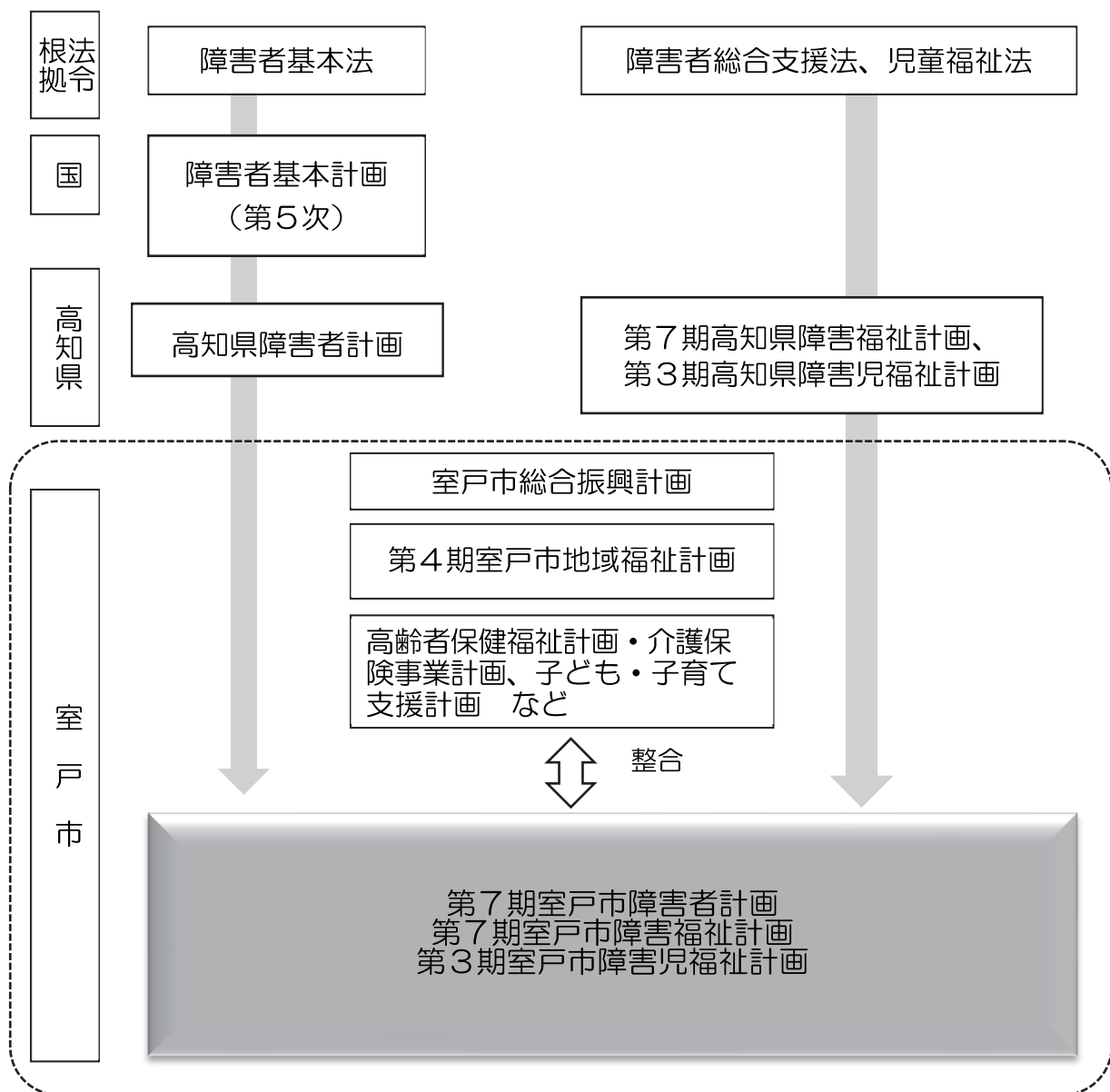
- 令和8年度における成果目標
 - ・施設入所者の地域生活への移行
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 など
- 障害（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量
 - ・見込量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量

(2) 法令、他の計画との関係

策定においては、本市の上位計画である「室戸市総合振興計画」「第4期室戸市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針及び障害者基本計画（第5次）、高知県の計画との整合性を図っています。

本計画は、本市における障がい者施策の基本的考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。また、市の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定めた「室戸市障害福祉計画」「室戸市障害児福祉計画」と総合的に推進を図ります。

■法令、他の計画との関係



3 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和 5 年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の「基本指針」について

- ◎ 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- ◎ 都道府県・市町村は、基本指針に即して 3 年間の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は令和 6 年度～令和 8 年度）

（参考）国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」のポイント

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標
<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等への支援に係る記載の充実 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行すること ○令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減すること
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を、325.3 日以上とする ○令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標量を、国が提示する推計式を用いて設定する ○精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 84.5%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 91.0%以上とする

<p>③地域生活支援の充実</p>	<p>○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証および検討を行うこと</p> <p>○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</p>
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 	<p>○令和8年度中に令和3年度実績の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする【新規】</p> <p>○就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上とする</p> <p>○就労定着支援事業利用数量後、一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする</p>
<p>⑤障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の拡充 	<p>○令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置</p> <p>○地域の障害児通所支援事業等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児への地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</p> <p>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は圏域に1か所以上確保</p>
<p>⑥発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 	<p>○保健、医療、障害、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、市において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p> <p>○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込を設定する。</p>

<p>⑦地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において基幹相談支援センターを設置 ○協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
<p>⑧障害者等に対する虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ○精神障害者に対する虐待防止に係る記載の新設
<p>⑨「地域共生社会」の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
<p>⑩障害福祉サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること
<p>⑪障害福祉人材の確保・定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込を設定する ○ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
<p>⑫よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進 ○市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
<p>⑬障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の要請等の促進に係る記載の新設
<p>⑭障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
<p>⑮その他：地方分権提案に対する対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

①室戸市

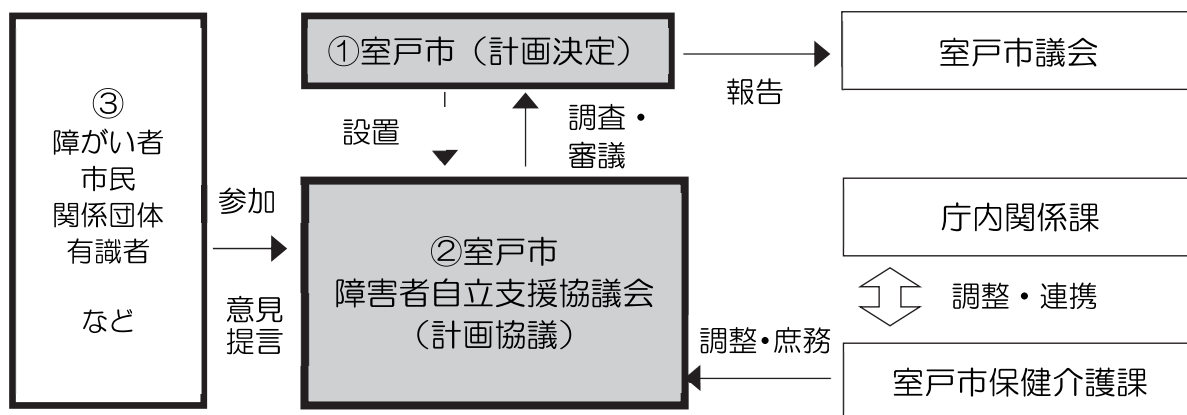
本計画の策定・見直しに関しては、室戸市障害者自立支援協議会において調査・審議等を行い、庁議を経て計画を決定します。また、計画は市議会に報告します。

②室戸市障害者自立支援協議会

指定相談支援事業所、指定障がい福祉サービス事業所、障がい者関係団体、保健医療関係機関、雇用関係機関、福祉関係機関、県及び市行政関係部署等、その他市長が必要と認める機関等の参画を得て、障害者総合支援法第89条の3に基づく「室戸市障害者自立支援協議会」を設置し、本市の障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、市長に計画案を提案します。

③障がい者、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。



(2) 各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

②アンケート調査の実施

障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

(アンケート概要については、P.52 を参照)

6 計画の推進体制

●計画の周知について

障がいのある人もない人も誰もが地域で心豊かに安心して暮らすためには、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心を高めていく必要があるため、本計画を市広報紙やホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者やその家族、そして地域住民や障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

●保健・医療・福祉・教育分野における連携

身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある人の、地域生活を支えるためには、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要になります。

そのため、医療機関、障害福祉サービス事業者、市役所内関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野間での連携を強化します。

●地域との連携

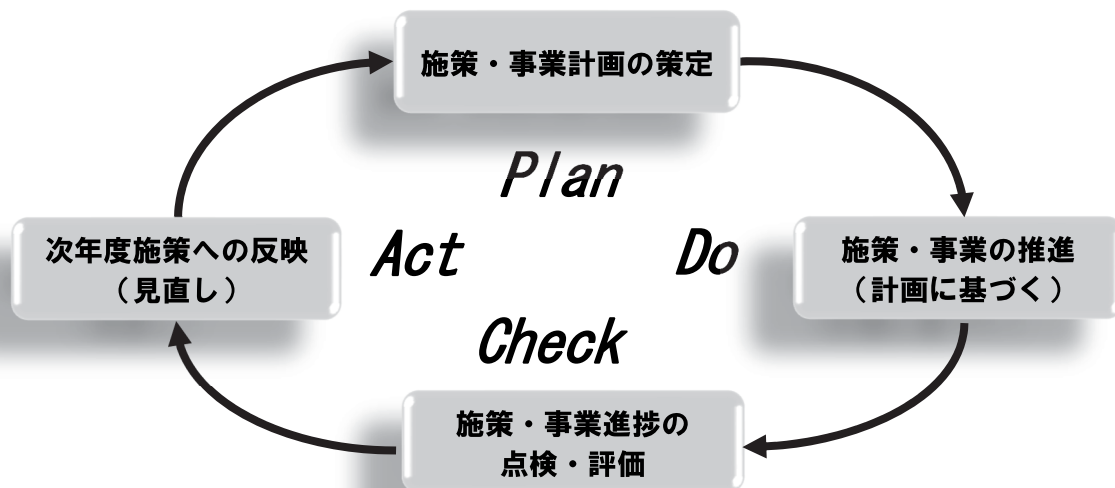
障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ障害福祉サービス事業者、ボランティア・NPO団体、民間企業等との連携・協働が重要となります。

そのため、室戸市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動との協働体制づくりを進めていきます。

●計画のPDCAサイクルの導入（定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置）

本計画については、室戸市障害者自立支援協議会において毎年度の実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向なども踏まえた分析・評価を実施するとともに、必要に応じて計画や事業の見直し及び新たな取組の検討等を行います。

また、点検・評価及び改善に当たっては県等関係機関との連携を図るとともに、社会経済情勢に対応した検討を行います。



●計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況の点検及び評価については、室戸市障害者自立支援協議会で行います。毎月開催している「定例会」や専門部会である「相談支援部会」「子ども部会」「就労支援部会」「地域移行・定着支援部会」において取り上げられた地域における課題や計画の進捗状況等を「全体会」に報告し、計画の具体的な施策についての検討を行い、計画の効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて事業の見直しなどを行います。

室戸市障害者自立支援協議会

全体会

行政組織等への施策の提言、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況の管理、評価及び専門部会の設置、関係機関等の連携の在り方役割分担等を協議する。

【委員】指定相談支援事業所、指定障害福祉サービス提供事業所、障害者関係団体、保健医療関係機関、雇用関係機関、福祉関係機関、県及び市行政関係部署等、その他市長が必要と認める機関等

専門部会

子ども部会

就労支援部会

相談支援部会

地域移行・定着支援部会

定例会毎月1回開催して個別支援や相談支援活動を通じて把握した地域の情報や課題を整理し、全体会へ報告する。

【構成】相談支援専門員、
県福祉保健所、
保健師、事務局

事務局

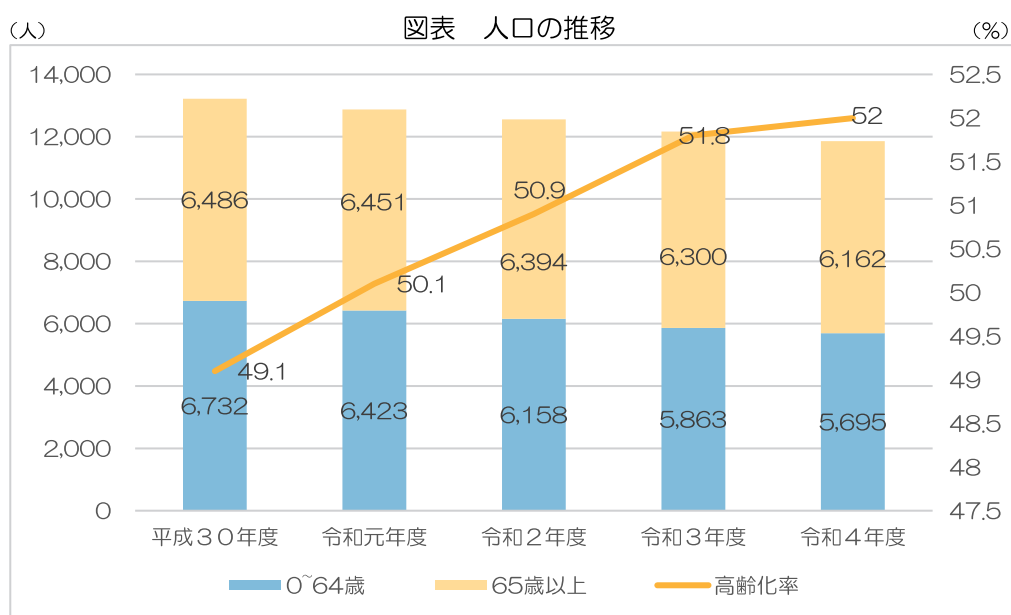
全体の調整、庶務等
【構成】保健介護課

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

全国や高知県で人口減少が進むなか、本市の人口も年々減少しており、令和4年度には11,857人となっています。また、令和元年度に50.1%であった高齢化率は令和4年度では52.0%で年々上昇しており、今後も高齢化は進む見込みです。

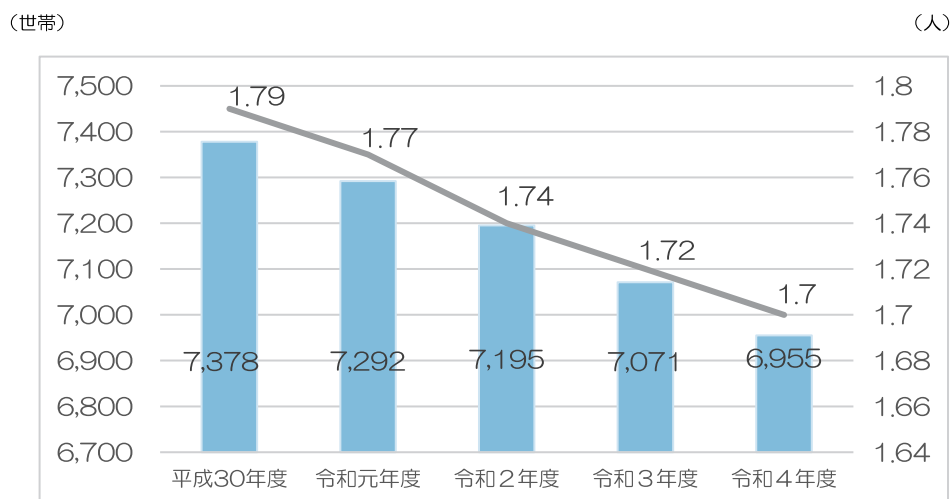


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は令和4年度で6,955世帯となっており、徐々に減少しています。1世帯当たり人員も緩やかに減少しており、令和元年度は1.77人でしたが、令和4年度には1.70人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



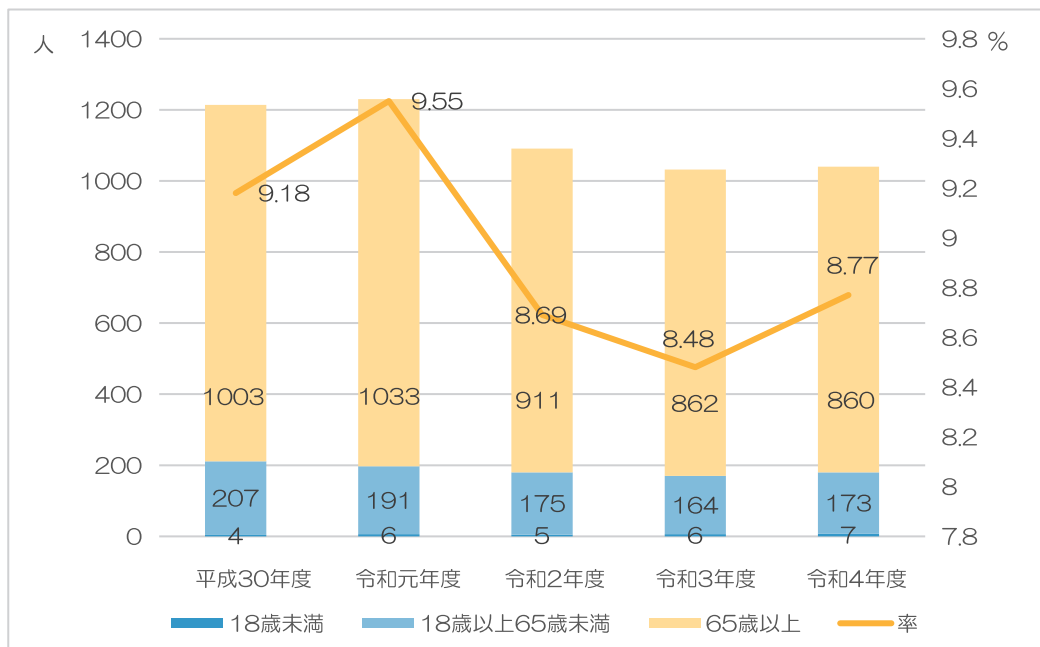
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2 障がい者等の状況

(1) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者を年齢層別にみると、65歳以上が全体の約8割を占めています。令和3年度までは減少傾向ですがそれ以降は横ばい状態です。

図表 年齢層別身体障害者手帳所持者及び総人口に占める割合の推移



(単位：人)

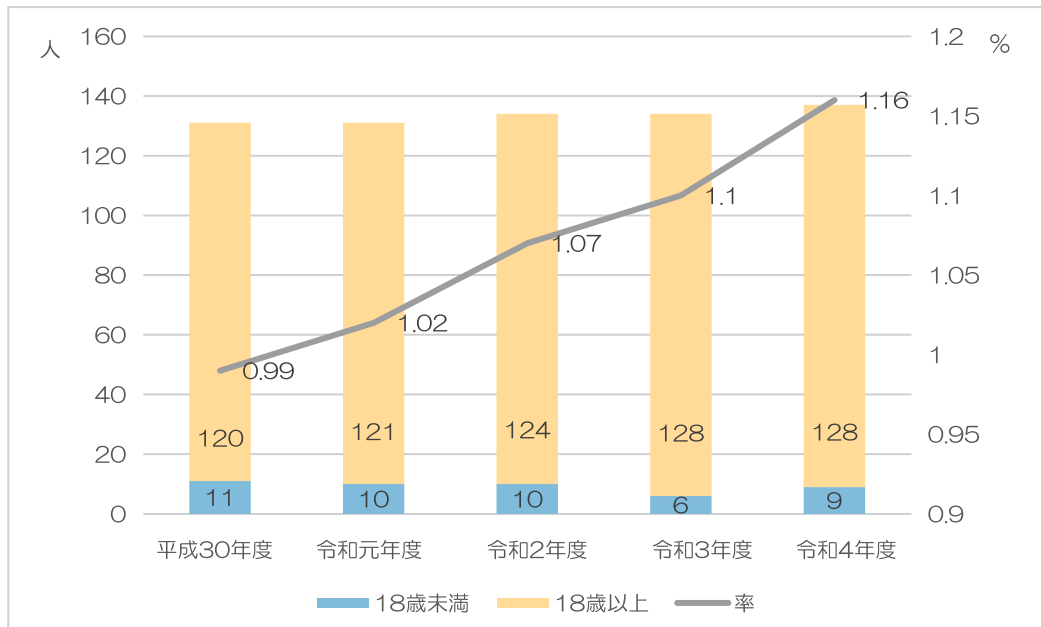
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級別	1級	366	372	347	328	332
	2級	194	186	157	149	144
	3級	202	207	187	172	176
	4級	300	313	260	246	247
	5級	94	96	93	89	90
	6級	58	56	47	48	51
種類別	視覚障がい	98	95	74	74	74
	聴覚・平衡機能障がい	104	109	94	90	85
	音声・言語・そしゃく機能障がい	10	10	9	10	11
	肢体不自由	595	593	523	505	501
	内部障がい	407	423	391	353	369
合計		1,214	1,230	1,091	1,032	1,040

資料：保健介護課（各年度末現在）

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数を年齢層別、等級別にみるとおおむね横ばいで推移していますが、人口減に対しての割合は増加傾向であるといえます。

図表 年齢層別療育手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移



資料：保健介護課（各年度末現在）

(単位：人)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
程度別	A	4	4	4	4	3
	A 1	20	20	21	21	20
	A 2	36	37	37	36	36
	B 1	42	42	44	44	47
	B 2	29	28	28	29	31
合計		131	131	134	134	137

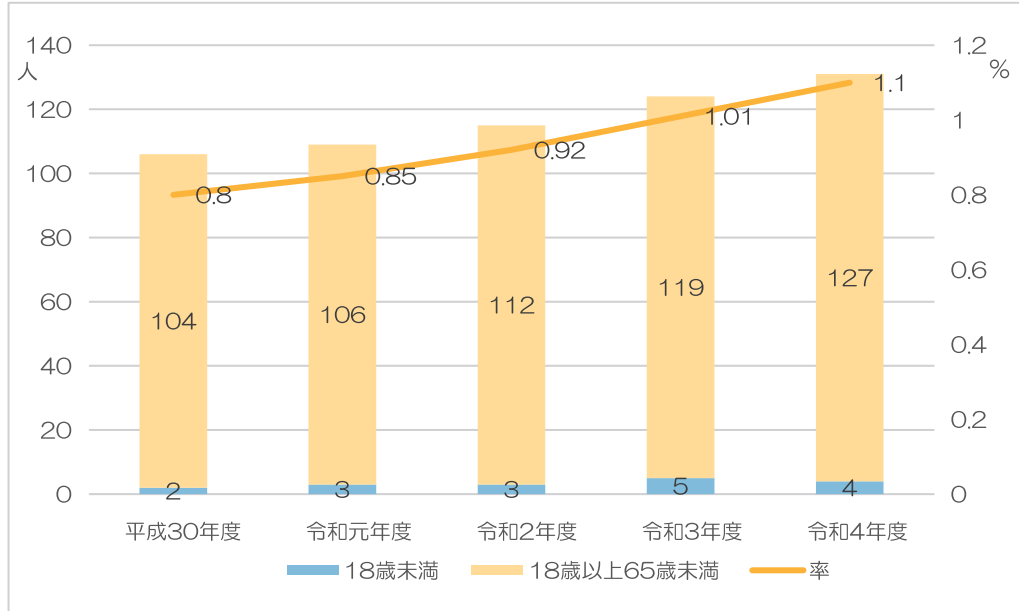
資料：保健介護課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、人口に占める割合は平成30年度には0.80%でしたが、令和4年度には1.10%となっています。

等級別にみると、2級が平成30年度から令和4年度にかけ15人増加しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移



資料：保健介護課（各年度末現在）

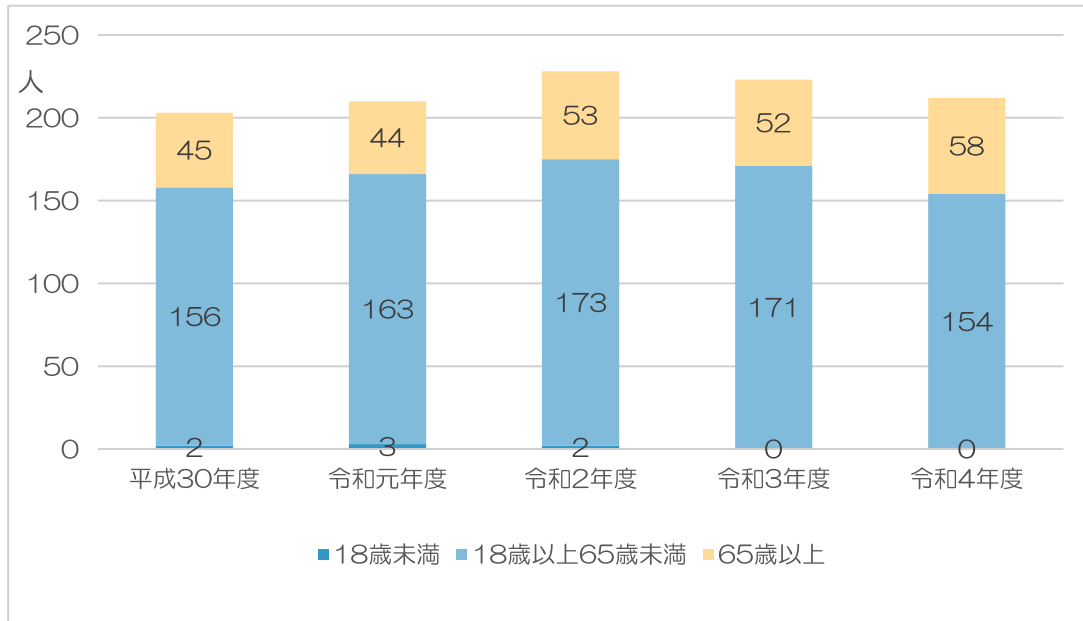
(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級別	1級	11	10	11	13	14
	2級	74	78	86	88	89
	3級	21	21	18	23	28
合計		106	109	115	124	131

資料：保健介護課（各年度末現在）

自立支援医療（精神通院）受給者証の所持数の推移をみると、令和2年度をピークに減少傾向が見られますが、全体に占める65歳以上の割合は少しずつ増えています。

図表 自立支援医療（精神通院）受給者証の推移



資料：精神保健福祉センター（各年度末現在）

（単位：人）

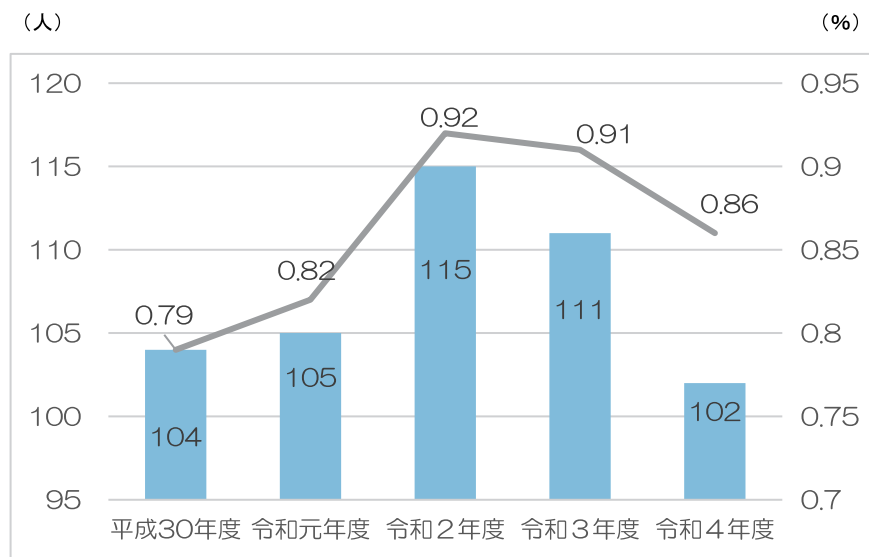
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
種 類 別	症状性を含む器質性精神障害	10	7	9	10	7
	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	8	8	9	11	10
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	80	80	84	79	77
	気分障害	54	56	59	55	57
	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	13	14	18	18	21
	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	2	2	2	2	2
	成人の人格及び行動の障害	1	1	1	3	2
	精神遅滞	4	5	4	5	3
	心理的発達の障害	3	9	11	12	10
	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	5	3	4	4	3
てんかん	23	25	27	24	20	
合計		203	210	228	223	212

資料：精神保健福祉センター（各年度末現在）

(4) 特定医療費（指定難病）受給者数

特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移をみると、令和2年度をピークに減少傾向にあります。

図表 特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移及び総人口に占める割合の推移



資料：高知県健康対策課（各年3月31日現在）

(5) 特別児童扶養手当の受給対象児童数

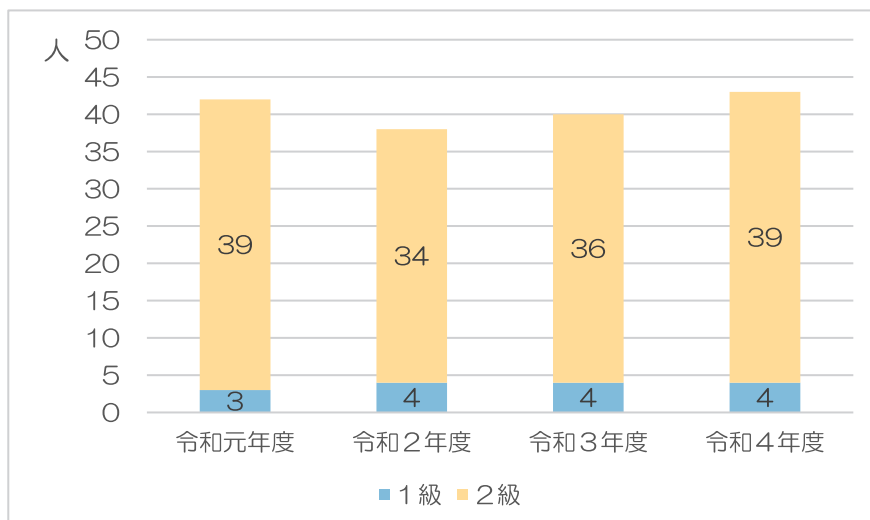
本市において特別児童扶養手当を受給している対象児童数は、ほぼ横ばいとなっています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	3	4	4	4
2級	39	34	36	39
合計	42	38	40	43

資料：保健介護課（各年4月1日現在）

図表 特別児童扶養手当 受給者の推移



3 障がい児の就学の状況

(1) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

(単位：人)

種別	学校名	所在地	区分	室戸市からの在学者数			
				令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
知的障害	山田養護学校	香美市	小学部	0	0	0	0
			中学部	0	0	0	0
			高等部	1	1	2	1
			計	1	1	2	1
	山田養護学校 田野分校	田野町	小学部	1	2	3	3
			中学部	2	1	0	0
			高等部	10	7	8	3
			計	13	10	11	6
病弱・ 身体虚弱	高知江ノ口 養護学校	高知市	小学部	1	0	0	1
			中学部	0	0	0	0
			高等部	0	0	0	0
			計	1	0	0	1
合計				15	11	13	8

資料：高知県教育委員会特別支援教育課（各年5月1日現在）



(2) 市内の特別支援学級の状況

市内の特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

図表 特別支援学級数

(単位：学級)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	知的障害	2	3	3	3	4
	自閉症・情緒障害	4	4	4	3	3
	病弱・身体虚弱	1	1	1	1	0
	肢体不自由	1	1	1	1	1
	合計	8	9	9	8	8
中学校	知的	1	1	1	1	1
	自閉症・情緒	3	2	2	4	4
	病弱・身体虚弱	1	1	1	1	2
	合計	5	4	4	6	7
総計		13	13	13	14	15

図表 特別支援学級在籍者数

(単位：人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	知的障害	3	5	6	6	8
	自閉症・情緒障害	5	7	11	10	9
	病弱・身体虚弱	1	1	1	1	0
	肢体不自由	1	1	1	1	1
	合計	10	14	19	18	18
中学校	知的	2	2	2	1	1
	自閉症・情緒	5	3	2	5	6
	病弱・身体虚弱	1	1	1	1	1
	肢体不自由	0	0	0	0	1
	合計	8	6	5	7	9
総計		18	20	24	25	27

図表 児童生徒数

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	410	395	368	352	316
中学校	191	176	189	195	216
合計	601	571	557	547	532

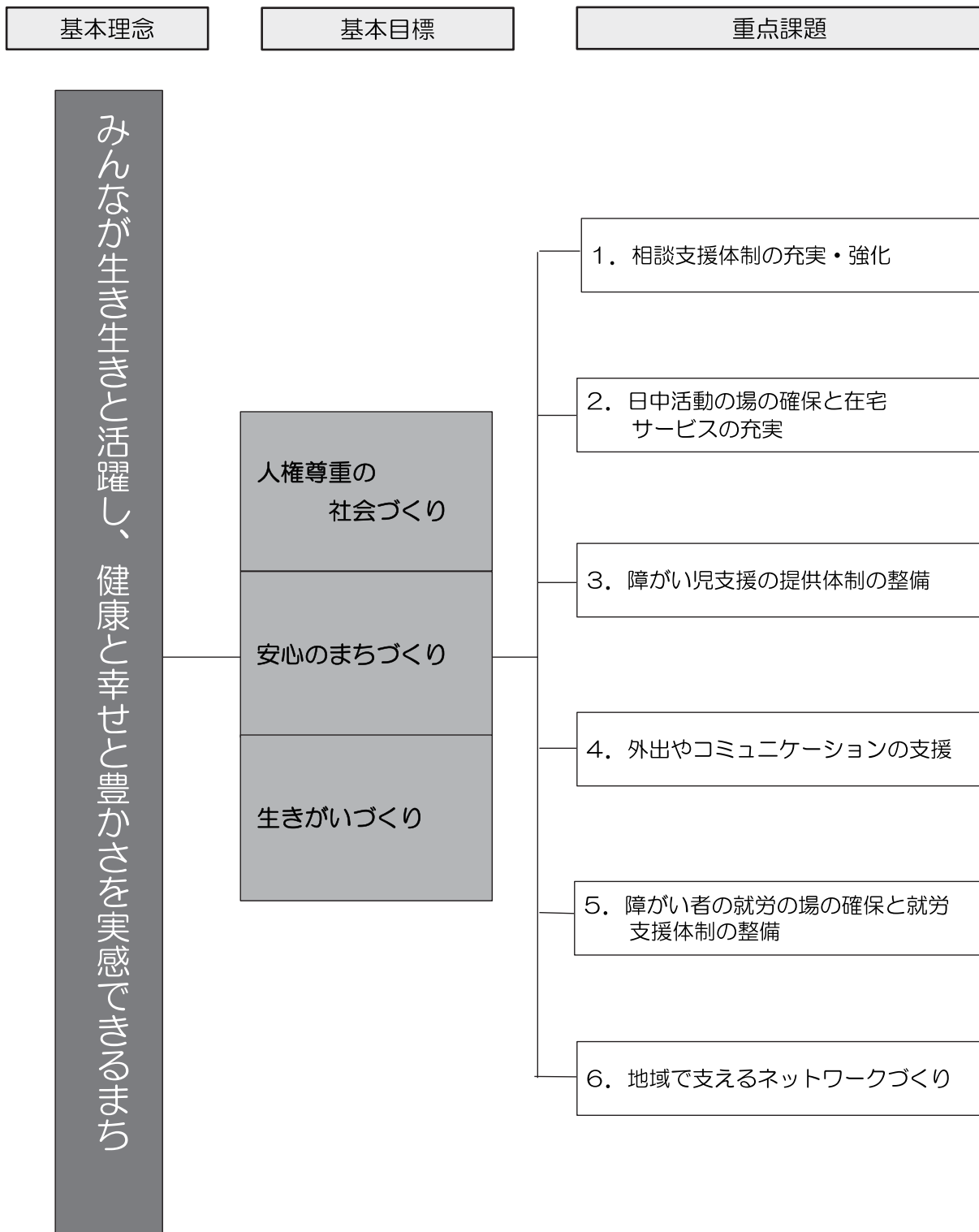
資料：学校教育課（各年5月1日現在）

第7期 障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 施策体系

本計画は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念及び、「室戸市総合振興計画」の基本構想を踏まえ、本計画の施策の体系を次のように定めます。



第2章 主要施策

重点課題1 相談支援体制の充実・強化

【現状と課題】

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活を送っていくためには、日々の暮らしのなかで抱えているニーズや課題にきめ細かく対応することが必要であり、相談支援は必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくために非常に重要な役割を担っています。

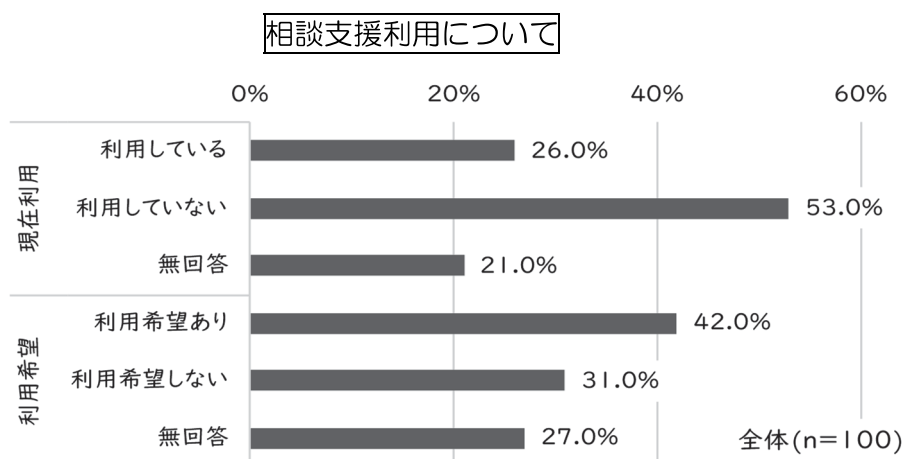
障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態や希望を考慮し、連続性及び一貫性のあるサービスが提供されるよう、利用者の生活状況を定期的に確認の上必要に応じた見直しを行っています。

さらに多様化する生活上の困りごと、悩みごと等さまざまな相談に応じるため市内の事業所に相談支援事業を委託し、相談支援体制の充実を図っているところです。

また、基本相談、計画相談、委託相談支援という日々の地道な相談支援活動を行うことで地域の課題が明らかになり、解決へと取り組んでいます。

このような地域の課題を地域づくりに反映させるため、月1回定例会・相談支援部会を開催し、課題解決に向けて協働し連携しながら、年1回開催する室戸市障害者自立支援協議会（全体会）の場で協議を行っています。

第7期障害者計画策定に当たり行ったアンケート調査では、約26%の障がいのある人やその家族が、悩みや困ったことについて、相談支援事業を利用していると回答しており、前回調査の6%を大きく上回っています。また、今後利用したい障がい福祉サービスは、相談支援が約42%と最も多い結果となりました。



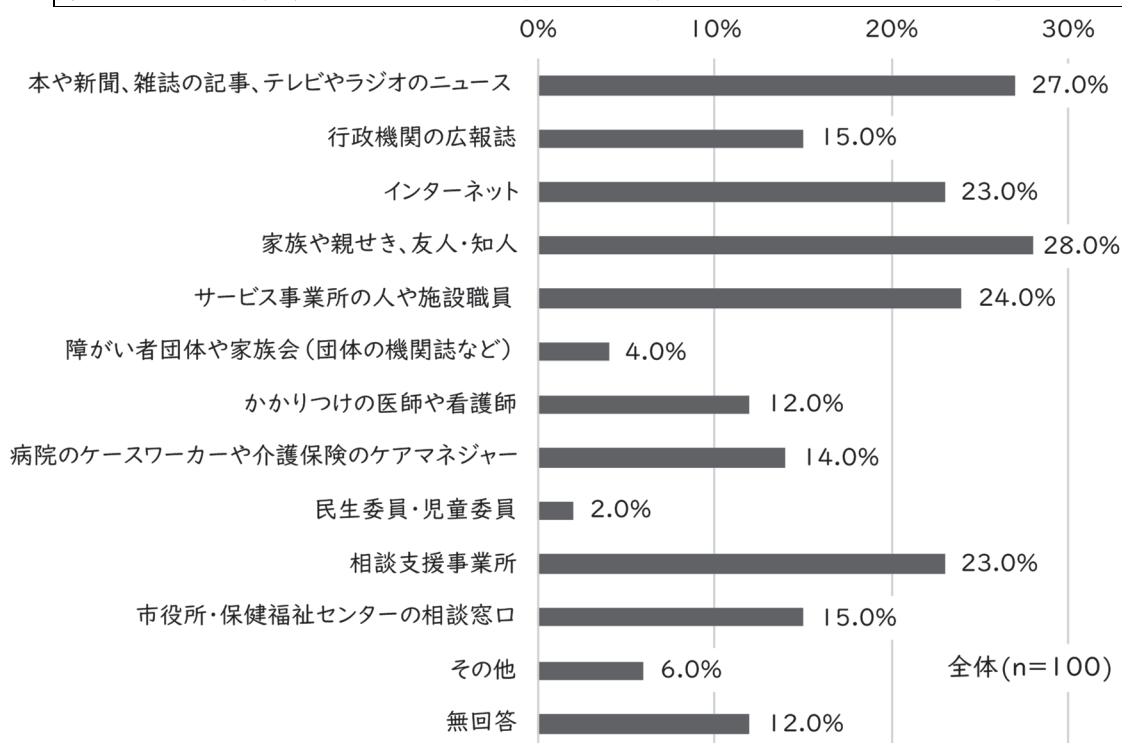
一方で福祉に関する制度やサービスを利用していない理由について、「どんなサービスが使えるかわからない」「利用の仕方がわからない」「利用したいサービスがない」という回答が一定数みられることから、制度やサービスの内容、相談支援事業所や相談支援専門員の役割や活動などについて周知する必要があります。

高齢化・重度化、親なき後の問題等、多様で複雑なニーズに対応するため、今後も相談支援体制の更なる充実と、介護サービスに引き継いでいくことが必要となります。

【取組の方向】

- ① 障がい特性に対する理解促進に努め、適切に対応できる人材を育成します。障がいのある人が不利益を受けることを防ぎ、地域で安心して自立した日常生活及び社会生活を営めるように努めます。
- ② 相談支援事業所の確保及び継続支援を行います。事業休止及び縮小により相談支援体制が脆弱になり、障がい者支援の基盤が揺るがないよう、新たに相談支援事業所の確保に努めます。また、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員養成促進の支援や、基幹相談支援事業所の設置を検討していきます。
- ③ 相談支援事業所や相談支援専門員の役割や活動などを広く知ってもらうため、広報誌やホームページでの周知に努めます。
- ④ 室戸市障害者自立支援協議会相談支援部会において、個別事例に対する検討や意見交換を活発に行い、事例検討を通じてみえてきた地域課題を抽出し、施策展開等の研究や提案へつなげる仕組みづくりに努めます。
- ⑤ 地域の関係機関との連携を強化し、障がいのある人がより充実した生活を営めるよう支援します。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。



全体では「家族や親せき、友人・知人」が28.0%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」27.0%、「サービス事業所の人や施設職員」24.0%となっています。

重点課題2 日中活動の場の確保と在宅サービスの充実

【現状と課題】

日中活動の場として、本人の希望に沿った過ごし方を選択し、より生活が楽しめるよう障がい特性に応じた支援を考えていく必要があります。

障がい福祉サービスでは、日中活動系のサービスとして、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護などがありますが、室戸市内において提供できるサービスは、生活介護及び就労継続支援（B型）のみです。特に就労系の事業所は、市内に1か所しかなく、選択肢が非常に少ないのが現状です。しかしながら、アンケート結果では、今後利用したいサービスについて、就労継続支援（A型・B型）が約22%と、全てのサービスのなかでも上位の結果となりました。

障がい福祉サービス以外の日中活動の場としては、「市民交流ひろばみんないるか」や、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集うことのできる「室戸市あったかふれあいセンター」、障がい者スポーツを通じて交流を図る「むろパラ」などがあります。「むろパラ」では、パラリンピックの正式種目であるボッチャ競技を中心に参加者同士の交流を図っています。

むろパラ実施風景



しかしながらアンケートの結果は、もっと友達と話したりくつろげる場所が欲しいとの答えが47%と約半数を占めています。次いで通所施設、作業所等が44%、趣味などのサークル活動が26%となっており、人との交流を持てる場所が必要であると回答しています。今後においては、より多くの幅広い世代に気軽に参加していただけるようきめ細かな情報提供をし、誰もが気軽に人との繋がりが持てる市民交流の場を提供していきたいと考えています。

また、在宅サービスは、障がいの程度に関わらず、地域で生活することを希望する障がいのある人の在宅生活を支える重要な柱です。「今後同居している方が高齢や病気などで、一緒に暮らせなくなった場合どうしたいと思いますか」というアンケート調査に対して、約36%の人が「家族の中で同居できる人と自宅で暮らしたい」と答え、約10%の人が「ヘルパーなどの支援により、自宅で暮らしたい」と回答しています。

今後も地域で暮らし続けるために、個々の障がいの特性や日常生活全般の状況を考慮して、面接や同行による支援を行ううえで、障がいの特性に起因して緊急の事態が生じた場合の連絡体制を確保するとともに、地域にお住まいの方が安心して暮らせるよう地域生活支援拠点等の整備を検討していきます。

【取組の方向】

- ①日中の活動の場の選択肢が広がるように、障がいのある人のニーズの把握とそれに対応できるサービス提供基盤の整備等を進めてまいります。
- ②障がい福祉サービス以外の日中活動の見直しを行うなど、参加しやすい環境づくりや広報活動に努め、障がいのある人の社会参加につながる活動を進めるとともに、新たな活動の場を広げていきます。
- ③精神障がい者の円滑な地域移行、地域定着については、新たな事業所の確保が困難であるため、支援体制を充実、強化し、受け入れできる地域づくりに取り組みます。

げんきクラブ作品展



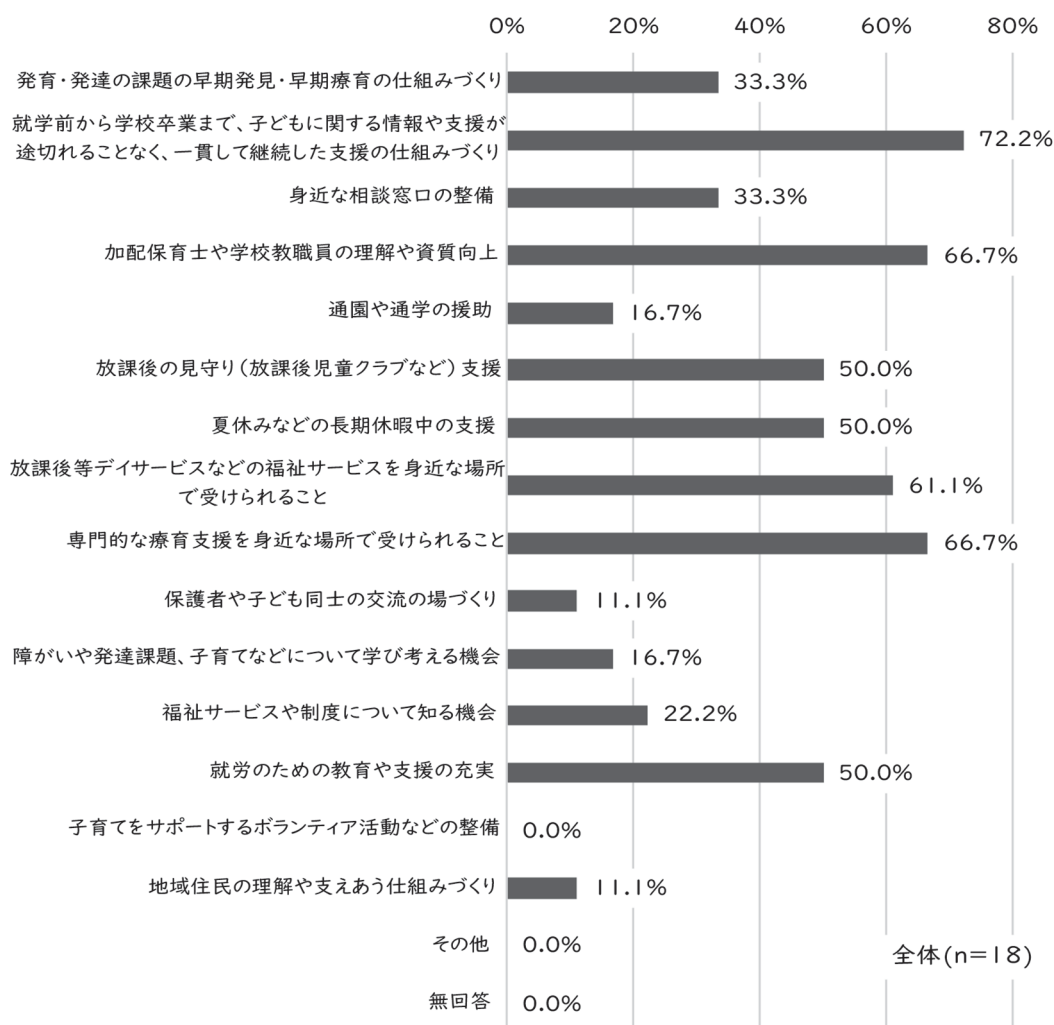
重点課題3 障がい児支援の提供体制の整備

【現状と課題】

室戸市の現状として、乳幼児健診等において約 15.4%の子どもが何らかの発達課題を抱え、また保育所に通う子どものうち、27.5%が何らかの支援を必要としている状況です。

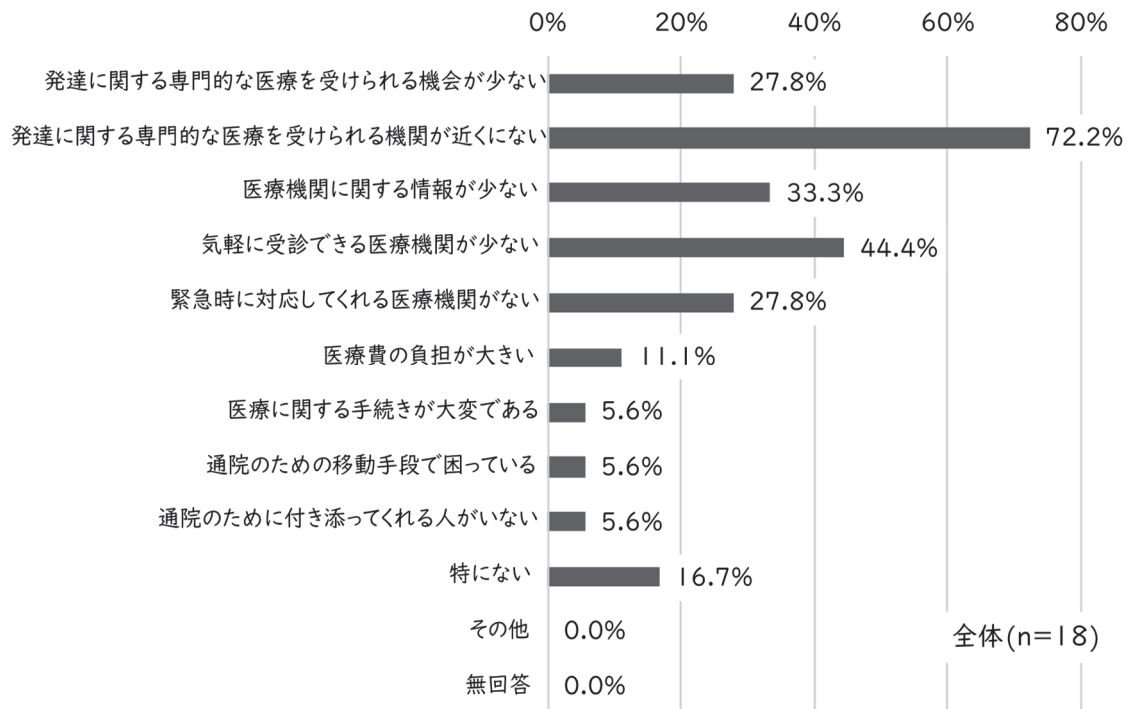
これらの発達課題を抱えている子どもたちの生活障がい(二次障がい)を防ぐためにも、早期発見・早期支援は欠かせません。しかし、療育や医療につながる時期は3歳6か月児健診以降が50%と多く、乳児期の早い段階から支援につなげる仕組みづくりが課題です。

療育や支援、教育について必要だと思う支援や、さらに充実させるべきだと思う点は？



うへのアンケートについては「就学前から学校卒業まで、子どもに関する情報や支援が途切れることなく、一貫して継続した支援の仕組みづくり」が72.2%と最も多く、次いで「加配保育士や学校教職員の理解や資質向上」「専門的な療育支援を身近な場所で受けられること」66.7%、「放課後等デイサービスなどの福祉サービスを身近な場所で受けられること」61.1%となっています。

医療に関して困っていることはありますか。



医療に関しては「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が近くにない」が72.2%と最も多く、次いで「気軽に受診できる医療機関が少ない」が44.4%、「医療機関に関する情報が少ない」が33.3%となっています。

また、「お子さんについての悩みごとや困ったこと」というアンケートでは、約95%が「将来の見通しに不安がある」と回答し、保護者の心理的負担が伺えます。

このことから、保護者が子どもの将来に見通しをもって子育てできるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の確立が必要です。併せて、就学・進路などの相談支援体制の充実、就労先の確保も必要です。

また、発達に関する専門的な医療を受けられる機関が近くになく身近な場所でサービスを受けられず、専門的な情報が手に入りにくいことが保護者にとっての不安要素でもありと考えられます。

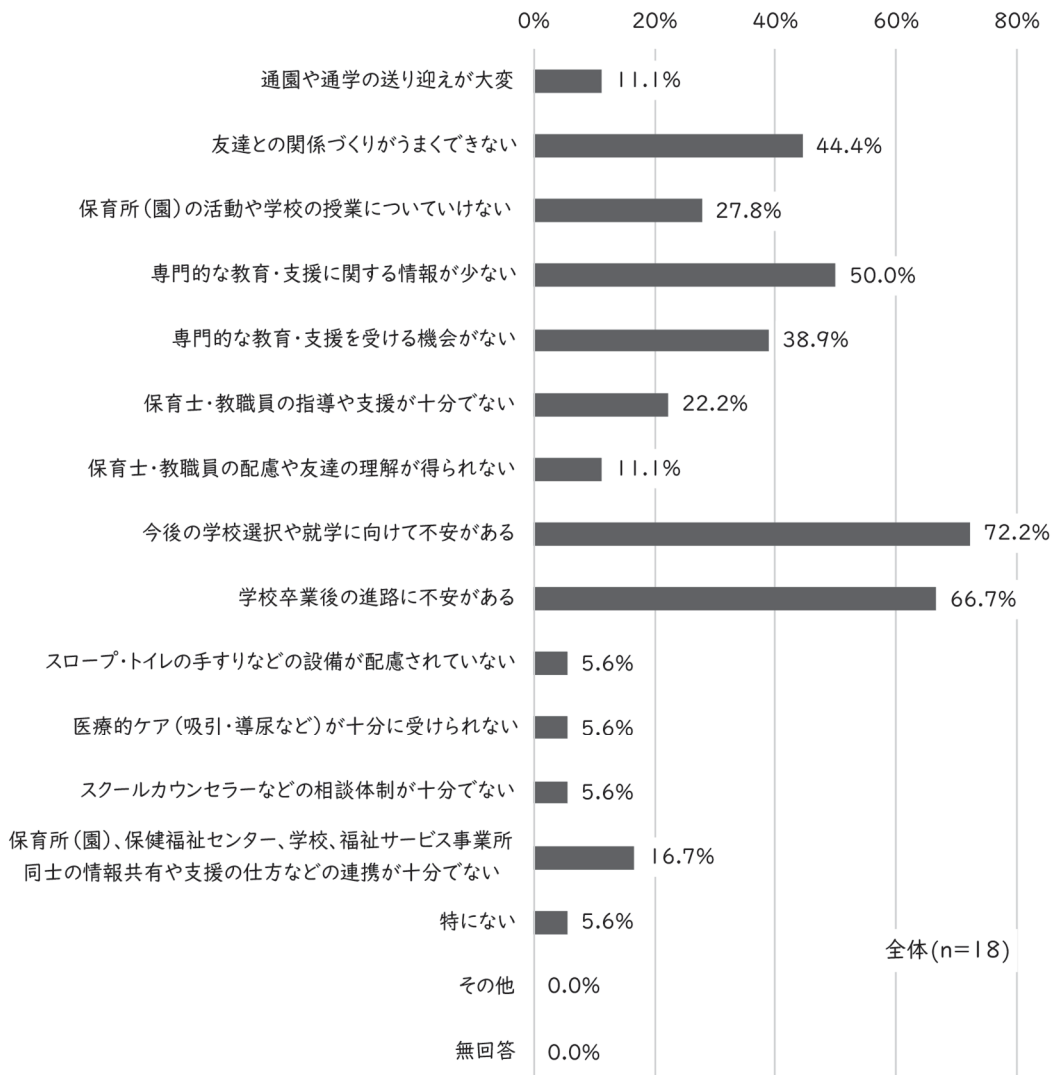
さらに、「保育所（園）や学校生活での困りごと」についても同様に、約70%が「今後の学校選択や就学に向けての不安」「学校卒業後の進路に不安がある」と回答し、次いで「専門的な教育・支援に関する情報が少ない」50.0%、「友達との関係づくりがうまくできない」が44.4%と多いことから、専門的な知識を得られる場所や、安心して過ごせる居場所づくりが必要と考えられます。

放課後や長期休暇中の過ごし方について、アンケートでは、66.7%の保護者が「満足していない」と回答、また55.6%の方が「お子さんのお世話や介護に負担を感じている」と回答していることから、放課後や長期休暇中の子どもの居場所についての検討が急務となっています。

長期休暇事業実施風景



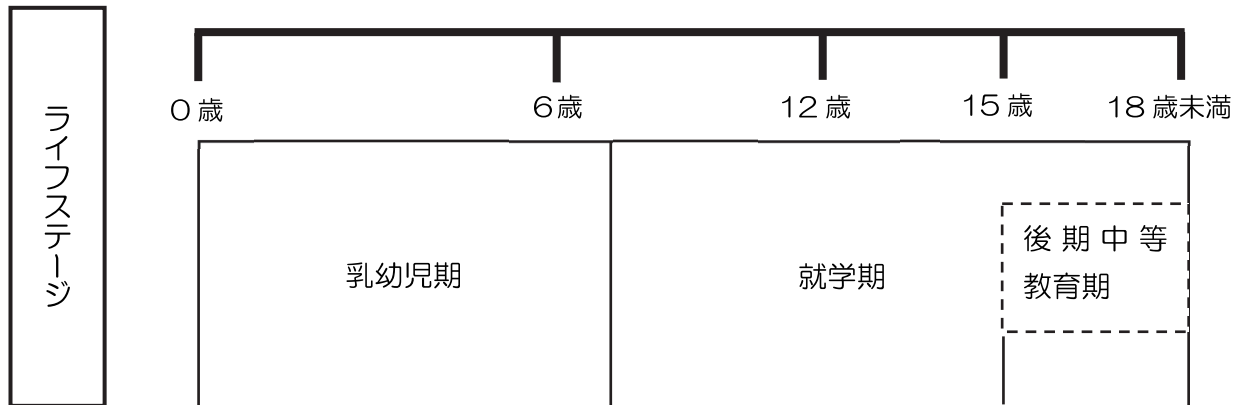
保育所（園）や学校生活で困っていることはありますか。



【取組の方向】

- ①保健師による妊娠期からの全戸訪問を継続することで、保護者やその家族が相談しやすい関係づくりに努めるとともに、特にハイリスク妊産婦の家庭には産前産後ケアを充実させることで、「育てにくさ」「育ちにくさ」による二次障がいの軽減を図ります。また、保健師による家庭訪問や保育所訪問、乳幼児健診を通じて、早期に気になる子どもを把握し、保護者と児童の気になる様子を共有するとともに、医療や療育と連携して早い段階で必要な支援につなげる仕組みを構築します。
- ② 妊娠期、乳幼児期、就学期、成人期といったライフステージに応じた切れ目のない支援体制を確立するために、引き続き母子保健・医療・療育・福祉・保育・教育・就労支援等の多職種との連携による地域包括的な支援体制の充実を図ります。また自立支援協議会「子ども部会」において、これらの関係機関が把握している子どものニーズに関する情報共有を密にし、必要に応じてサービスや医療等につなげる体制を強化していきます。
- ③保育所（園）や学校生活での困りごとを軽減するために、専門的な知識や情報を共有出来るよう、保護者と多職種同士がつながり、子どもの発達特性や困りごとを理解・共有し、適切な支援について考え、誰もが学べるための支援体制を構築します。
- ④ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を開催し、子育てに悩みをもつ保護者や、気になる子どもをもつ保護者同士がお互いに情報交換しながら学び、支え合うことができる関係づくりを構築します。
- ⑤放課後の過ごし方について、放課後児童クラブ・子ども教室と連携して支援の充実を図るとともに、市単独事業を開催し長期休暇中の子どもの居場所づくりをさらに充実させます。

ライフステージに応じた支援体制の充実



ライフステージに沿った支援

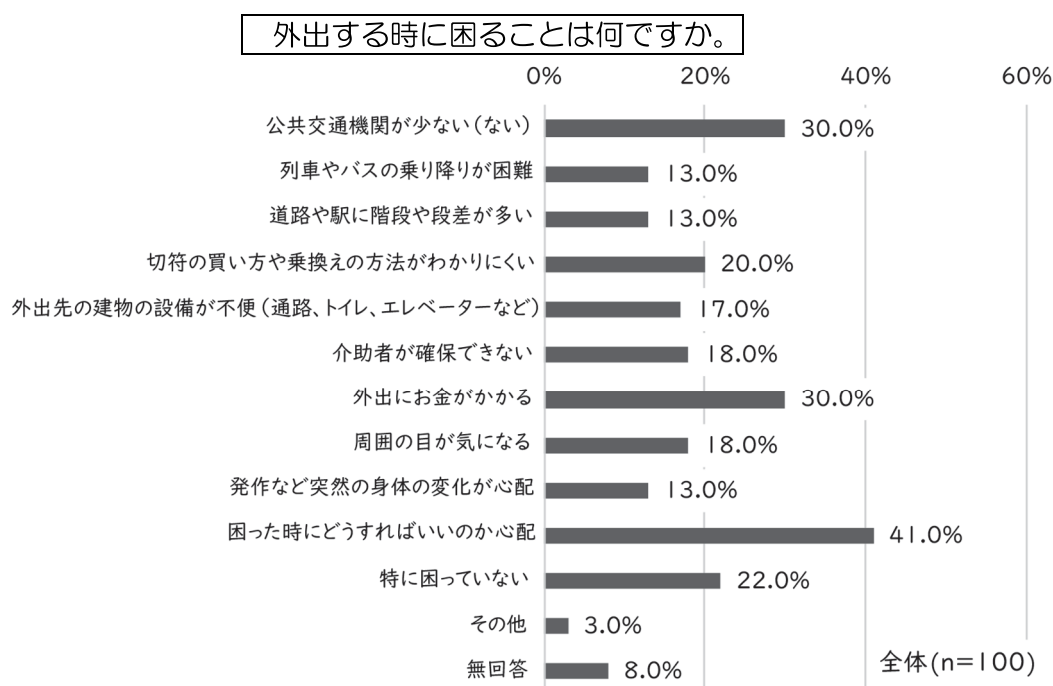
保健・医療	障がいの早期発見・早期療育、健康の保持・増進	
	重度心身障害児・者医療費助成制度	
	自立支援医療（育成医療、精神通院医療）	
相談	<ul style="list-style-type: none"> ■障害児相談支援 ■子育て世代包括支援センター「むろとっこ」 	
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■児童発達支援 ■保育所等訪問支援 ■巡回支援事業 ■障がい児保育 	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育（特別支援学校、特別支援学級） ■放課後児童クラブ・子ども教室（※小学校終了まで）
	<p><在宅生活や社会参加に対する支援等></p> <ul style="list-style-type: none"> ■居宅介護 ■短期入所 ■日常生活用具給付 ■移動支援 ■みんないるか ■ペアレントプログラム ■ゆうゆうひろば ■クローバー・あつまれにわかっこ（子育て支援センター）など 	
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 	
	特別支援教育就学奨励	

重点課題4 外出やコミュニケーションの支援

【現状と課題】

障がい者にとって外出は、社会とのつながりをもつ大切な機会です。活動先への移動支援のニーズが高まる一方、障がいがあっても文化・芸術・スポーツ活動にどのように参加できるのか等、情報提供も含めた支援のニーズが増えています。

アンケート調査では、買い物や通院・通勤通学、散歩での外出が多く、友人に会ったりグループ活動での外出は少なく、1週間のうち「めったに外出しない」・「まったく外出しない」との回答が、全体の約27%にのびりました。また外出する時の困りごととしては、「困った時にどうすればいいのか心配」が41%、「公共交通機関が少ない(ない)」30%と続き、外出先での心配事が壁になっていることがわかりました。



室戸市では外出支援として、地域生活支援事業の一環である移動支援事業を行っています。社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出において、移動の支援が必要である場合、①障がい者等へ個別に移動支援を行う個別移動支援、②複数の障がい者等からなるグループの外出における集団への移動支援、③公共施設等への経路を定めた運行及び各種行事への参加のための運行等車両による支援を行っています。

室戸市では、「手話奉仕員養成講座」を開催し、「入門編」「基礎編」を毎年行っています。また目が見えにくい方に市の情報誌である広報むろとを声でお届けするため、「音訳ボランティア養成講座」を開講しています。いずれの養成講座においても、今後は新たな受講者の確保や、受講後に活動できる場所や機会をつくることが課題となってきます。

また、福祉に関する制度やサービスを利用していない理由について、「利用するまでの手続きがわからない」「サービスに関する情報がない」という回答が一定数みられることから、制度やサービスの内容、外出時に配慮や支援を受けやすくなるヘルプマークについて積極的に周知し、配慮が必要な方への支援を行っていく必要があります。

【取組の方向】

- ① 移動支援事業を利用して、市等が開催するイベント参加への支援を充実させ、外出する機会を作っていきます。
- ② 手話奉仕員養成講座、音訳ボランティア養成講座を開催し、育成を図るとともにその後の活動の場や支援できる場につなげる仕組みづくりを構築します。
- ③ 障がい福祉サービスやヘルプマークの普及など、支援を求める方が利用できるサービスの情報提供を広報誌やホームページで積極的に行い、障がい特性に応じた情報提供の充実を図り、障がいのある人が円滑に情報を取得し利用できるように努めます。

音訳ボランティア研修風景



みんないるか実施風景



重点課題5 障がい者の就労の場の確保と就労支援体制の整備

【現状と課題】

障がい者が働くために必要なこととして、自分に合った仕事を見つける支援を求める方が多くみられます。障がいのある人が安心して就労にチャレンジするためには、個々の障がい特性や能力に応じた支援が重要です。そのため、就労前から就労・就労後まで総合的な支援が求められています。併せて、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所など関係機関相互間の連携を強化し、就労支援体制を整備していくことが必要です。

また、障がい福祉サービスにおいても、就労定着に向けた支援を行うサービスとして、「就労定着支援」があります。これは、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うもので、一層多様化する在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに応えるものとなっています。

令和5年度には農福連携サミットを開催し、障がいのある方が就農することにより、社会復帰を果たし成功している例を発表していただき、農福連携の実例について伝えることができました。しかしながらいまだ認知度は低く、雇用する側もされる側も理解を深めることが重要となっています。農業だけでなく水産業、製造業などとの連携の可能性も考えられるため、今後においても講演会等を開催していきます。

令和4年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上等の内容が示されており、職場の上司や同僚の理解等により、働きやすい就労環境を整備することも重要です。

「障がい者への就労支援として、どのようなことが必要か」というアンケートでも、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場（会社など）の障がい者理解」「職場の上司や同僚の障害に対する理解」がそれぞれ54%となっています。次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」49.0%、「通勤手段の確保」47.0%となっています。職場や受け入れ側の理解を深めるため、サミット等の開催を継続し、障害や障害特性の理解が進むよう努めていきます。

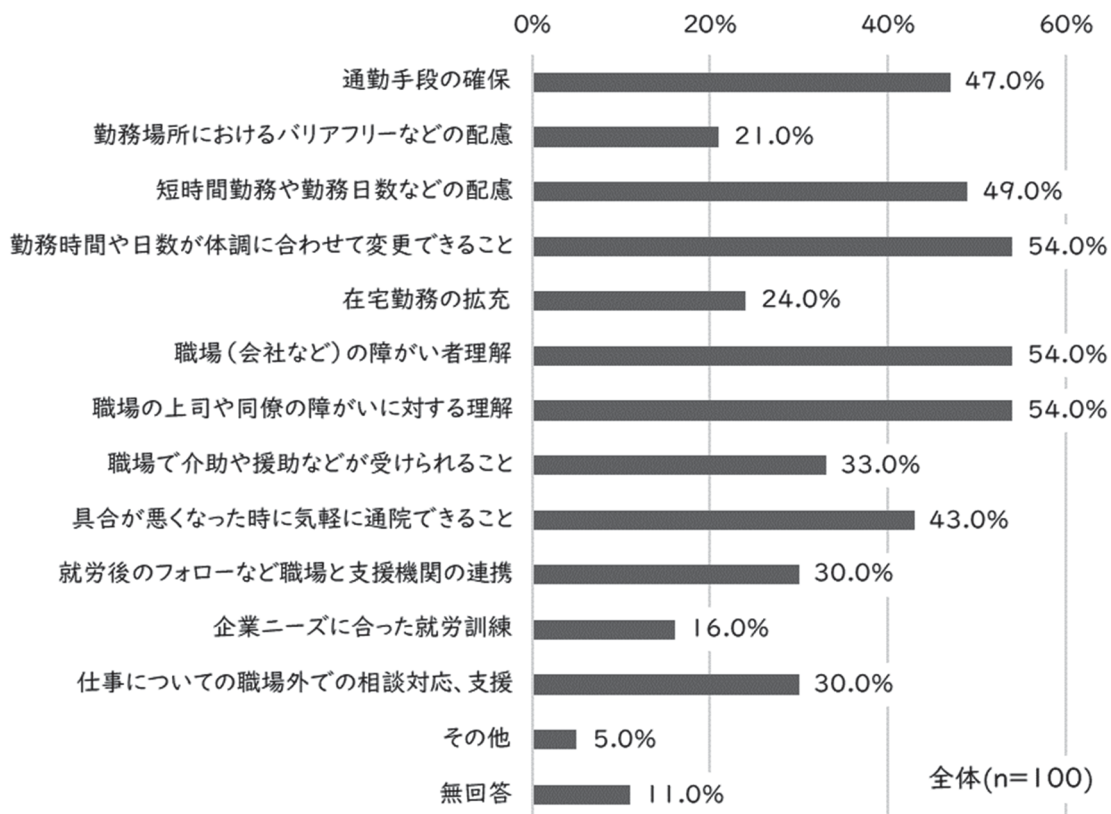
ポンカン収穫作業



【取組の方向】

- ①日中活動の場を通して、生活の基礎的な訓練を行いながら、本格的な就労につながるよう支援体制を整え、引き続き就労支援部会において一般就労につながる支援の強化を図ります。
- ②障がい者雇用に関する事業主等に向けた啓発活動を推進するとともに、積極的な雇用・就労の機会の創出に努めます。
- ③地元企業等への雇用や障害者優先調達推進法に基づく業務発注等を積極的に行い、障害福祉サービス事業所の基盤強化に取り組みます。
- ④障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、農業振興センター、就労継続支援B型事業所等関係機関で構成する就労支援部会を活用し、関係機関相互の連携や、雇用促進に向けたネットワーク構築を図るなど、就労支援体制を強化します。障がい者の就労訓練や雇用の場として農業、水産、製造等関係団体の協力を得ながら多分野での可能性を検討していきます。

障がい者への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。



重点課題6 地域で支えるネットワークづくり

【現状と課題】

障がいのある人の安心・安全を確保するためには、地域における支援のネットワークが必要であるとともに、誰もが自然に声かけ・見守り・参加できる「気づき」の場づくりが重要といえます。しかしながら、アンケートによると障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについては、「ない」が約40%で、半数以上が「ある」と回答しています。身体障がい者に比べ、知的障がい者、精神障がい者では『ある』の割合が高い傾向がみられ、特に精神障がい者では『ある』が60%近くに達しています。

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月からは事業者による障害がある人に対する合理的配慮が義務になるため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めていくための取組が必要です。

虐待行為の情報等があった場合、解決に向けて関係部署や各種相談機関、地域の専門職に繋ぎ相談体制を確立して全体でサポートすることが重要であり、室戸市障害者自立支援協議会等において支援していくよう努めます。また、地域の連携等により虐待の早期発見と、養護者の支援等防止策を講じる必要があります。

「現在の地域でどのように生活したいか」について、約53%が「家族と一緒に生活したい」と回答しており、今後において住み慣れた地域で暮らしていくことが望まれているといえます。加えて、「災害等の緊急時の一人での避難ができるか」について、約6割が「できない」又は「わからない」と回答しています。

障がいがある等の理由により緊急時の援護や配慮及び平時からの見守りを必要とする人については、関係団体と連携し、避難行動要支援者名簿の定期的な更新と、個別避難計画を順次策定し、避難訓練を実施する必要があります。避難所においてさまざまな障がいや困難を抱えた人を包括的にフォローする仕組みを検討する必要があります。

福祉避難所の充実が求められている中、室戸市では現在5箇所指定しており、令和6年度にはまた新たに指定を行う予定です。災害時等に障がいのある方や高齢者が安心して一時避難できる場所としての役割を担っていただけるよう協議を重ね、必要な資器材の補助を行っていきます。

地域における障がい者等への支援施策全般について、情報交換、施策の策定、関係機関等の連携のあり方や役割分担について協議する場として、室戸市障害者自立支援協議会があります。こうした地域を支えるネットワークの強化に加え、育成した地域のボランティアをその後の障がいのある人に対する支援や活動にどうつなげていくかが重要な課題です。



【取組の方向】

- ①障がいのある方の権利擁護の推進に当たり、成年後見人制度の周知や利用に対する支援に取り組んでいきます。また、障害者虐待防止法に基づく虐待防止センターを中心として各関係機関と連携しながら、虐待の防止と早期発見に取り組めます。
- ②防災対策課と連携して、全ての地区において「避難行動要支援者名簿」の更新を行うとともに、民生委員・自主防災組織への情報提供に対する同意書の提出を促し、個別避難計画を立て、要配慮者を支える仕組みづくりを推進します。また、自主防災組織と協力して地域での訓練を実施し、実効性を高めます。特に医療ケアが必要な方は避難後にも継続して医療的ケアが受けられるよう、体制づくりを進めます。
- ③精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活をする事ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- ④子どもの頃から他人を思いやり、お互いが支え合うことの大切さを福祉教育を通じて体験から学び、福祉の心の育成を推進します。
- ⑤地域で支えるネットワークづくりは、地域の実情に応じた住民主体の取組を盛り上げていくことが必要であり、障がいのある人もない人も共に過ごすために、地域住民に対する障がいのある人への更なる理解促進研修啓発事業の充実を図ります。また相談窓口を設置し、その養護者についても支援できるよう取り組んでいきます。



第7期 障害福祉計画・
第3期 障害児福祉計画

第1章 成果目標（令和8年度末の目標）

地域生活移行や就労支援等の課題に関し、令和8年度を目標として、数値目標を設定します。

なお、それぞれの目標値は、国の基本指針と県の考え方にに基づき設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針に基づく成果目標では、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域へ移行、また施設入所者数を5%以上削減することを基本にしています。

しかしながら本市では、地域での生活が困難で施設入所を必要とする重度の障がい者がいることや障がい者の高齢化、受け皿となる社会資源の不足など、地域移行に向けた支援体制が十分でないため、施設入所者数を削減するには厳しい状況です。削減に向けて今後必要な方策などを検討していきませんが、室戸市の現状を踏まえて下記のとおり目標値を設定します。

区 分		人 数	備 考
令和4年度末時点の施設入所者数（A）		39人	
令和8年度末時点の施設入所者数（B）		39人	
【目標値】	施設入所者数の削減見込（A-B）	0人	0%（国目標値：5%）
	令和6年度から令和8年度末までの地域生活移行者数	1人	令和5年7月31日までの実績（0人） 2.6%（国目標値：6%）

令和4年度末現在の施設入所者数は39人であり、今後1名の地域生活への移行を目標としており、さらに入所される方も見込まれることから、令和8年度の入所者数は39人としています。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労等）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築する必要があります。このため、室戸市障害者自立支援協議会等の場を活用して、保健、医療機関、その他福祉関係者等による協議を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人

3 地域生活支援の充実

室戸市において地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用の状況の検証・検討を行ってまいります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度までに一般就労へ移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

市内では個人事業者が多いため、障がいのある人の一般就労を受け入れる事業所が少なく、国の目標達成は困難であると考えられますが、個々の状況を踏まえ柔軟に対応してまいります。

項目	人数		備考
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加【全体数】 (参考：国目標値)	基準値	0人	令和4年度一般就労移行者数
	【目標値】	1人	令和8年度一般就労移行者数
	1.28倍以上		一般就労移行増加割合
就労移行支援事業利用者修了者に占める一般就労へ移行した者の増加・またその事業所 (参考：国目標値)	基準値	0人	令和4年度末時点の就労継続支援A型利用者数
	【目標値】	0人	令和8年度末時点の就労継続支援A型利用者数
	5割以上		一般就労へ移行した者・事業所
就労移行支援事業利用した一般就労移行者の増加 (参考：国目標値)	基準値	0人	令和4年度末時点の就労移行支援事業利用者数
	【目標値】	0人	令和8年度末時点の就労移行支援事業利用者数
	1.41倍以上		就労移行支援事業利用者増加割合
就労定着支援事業利用者終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合 (参考：国目標値)	基準値	0	令和4年度末時点の就労定着率
	【目標値】	0人	令和8年度末時点の就労定着率
	2割5分以上		定着率が7割以上となる事業所

5 障がい児支援の提供体制の整備等

発達障がい児等の早期発見、早期支援には子どもやその家族への支援が重要です。保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を開催します。

また、子育てに悩みをもつ保護者や、気になる子どもをもつ保護者同士がお互いに情報交換しながら学び、支え合うことができる関係づくりを支援します。

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6人	6人	6人

6 相談支援体制の充実強化等

地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスの提供とともに各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材育成支援、個別事例における専門的、総合的な相談支援体制の充実、また地域の相談機関との連携強化を推進していきます。

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任相談支援専門員の養成促進	0人	0人	1人
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	12件	12件	12件

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制	有	有	有
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	1回	1回

第2章 障がい福祉サービスの見込量

1 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。

(1) 利用状況（実績）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	① 実績値	478時間/月 28人	438時間/月 27人	348時間/月 25人
	② 見込	561時間/月 30人	572時間/月 31人	583時間/月 32人
	① / ②	85.2%	76.6%	59.7%
重度訪問介護	① 実績値	151時間/月 3人	147時間/月 3人	154時間/月 3人
	② 見込	150時間/月 5人	150時間/月 5人	150時間/月 5人
	① / ②	100.7%	98%	102.7%
行動援護	① 実績値	0時間/月 0人	0時間/月 0人	0時間/月 0人
	② 見込	0時間/月 0人	0時間/月 0人	0時間/月 0人
	① / ②	0%	0%	0%
同行援護	① 実績値	0時間/月 0人	0時間/月 0人	0時間/月 0人
	② 見込	0時間/月 0人	0時間/月 0人	0時間/月 0人
	① / ②	0%	0%	0%

重度障害者等包括支援	① 実績値	0時間/月 0人	0時間/月 0人	0時間/月 0人
	② 見込	0時間/月 0人	0時間/月 0人	0時間/月 0人
	① / ②	0%	0%	0%

(※実績値は各年度末、令和5年度は令和5年7月の利用実績)

(※時間/月は1か月当たりの総利用時間)

(2) 利用見込量

サービス種別	利用見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	360時間/月	374時間/月	388時間/月
人数	25人/月	26人/月	27人/月
重度訪問介護	110時間/月	110時間/月	110時間/月
人数	3人/月	3人/月	3人/月
行動援護	0時間/月	0時間/月	0時間/月
人数	0人/月	0人/月	0人/月
同行援護	0時間/月	0時間/月	20時間/月
人数	0人/月	0人/月	1人/月
重度障害者等包括支援	0時間/月	0時間/月	0時間/月
人数	0人/月	0人/月	0人/月

2 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者の、就労や生産活動の機会、その他の支援を提供する日中活動の場として、就労訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
就労選択支援	障害のある人が希望や能力、適性に合った仕事探しや支援機関選びが出来るよう支援するサービスです。 令和7年10月施行予定

(1) 利用状況 (実績)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	①実績値 うち重度障害	1,005 人日/月 49 人 32 人日/月 2 人	1,068 人日/月 51 人 63 人日/月 4 人	1,172 人日/月 58 人 87 人日/月 4 人
	②見込	1,255 人日/月 65 人	1,255 人日/月 65 人	1,266 人日/月 66 人
	①/②	80.1%	85.1%	92.6%
自立訓練 (機能訓練)	①実績値	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人
	②見込	23 人日/月 1 人	23 人日/月 1 人	23 人日/月 1 人
	①/②	0%	0%	0%
自立訓練 (生活訓練)	①実績値	0 人日/月 0 人	21 人日/月 1 人	20 人日/月 1 人
	②見込	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人
	①/②	0%	0%	0%
就労移行支援	①実績値	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人
	②見込	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人
	①/②	0%	0%	0%
就労継続支援 (A型)	①実績値	43 人日/月 2 人	44 人日/月 2 人	22 人日/月 1 人
	②見込	63 人日/月 3 人	63 人日/月 3 人	41 人日/月 2 人
	①/②	68.3%	69.8%	53.7%
就労継続支援 (B型)	①実績値	539 人日/月 36 人	627 人日/月 36 人	580 人日/月 37 人
	②見込	627 人日/月 33 人	647 人日/月 34 人	667 人日/月 36 人
	①/②	86.0%	96.9%	84.7%
就労定着支援	①実績値	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人
	②見込	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人
	①/②	0%	0%	0%
療養介護	①実績値	7 人	6 人	6 人
	②見込	8 人	8 人	8 人
	①/②	87.5%	75.0%	75%
短期入所	①実績値	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	2 人日/月 1 人
	②見込	5 人日/月 1 人	5 人日/月 1 人	5 人日/月 1 人
	①/②	0%	0%	40%

(※実績値は各年度末、令和5年度は令和5年7月の利用実績※人日/月とは、1か月当たりの延べ日数)

(2) 利用見込量

サービス種別	利用見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,160人日/月	1,180人日/月	1,200人日/月
人数	58人	59人	60人
うち重度障害	87人日/月	107人日/月	127人日/月
人数	4人	5人	6人
自立訓練（機能訓練）	23人日/月	23人日/月	23人日/月
人数	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	20人日/月	20人日/月	20人日/月
人数	1人	1人	1人
就労移行支援	0人日/月	0人日/月	0人日/月
人数	0人	0人	0人
就労継続支援（A型）	44人日/月	44人日/月	44人日/月
人数	2人	2人	2人
就労継続支援（B型）	607人日/月	607人日/月	607人日/月
人数	38人	38人	38人
就労定着支援	0人日/月	0人日/月	0人日/月
人数	0人	0人	0人
療養介護	6人	6人	6人
短期入所（福祉型）	10人日/月	10人日/月	10人日/月
人数	2人	2人	2人
うち重度障害	5人日/月	5人日/月	5人日/月
人数	1人	1人	1人
短期入所（医療型）	0人日/月	0人日/月	0人日/月
人数	0人	0人	0人
うち重度障害	0人日/月	0人日/月	0人日/月
人数	0人	0人	0人

（人日/月とは、1か月当たりの延べ日数）

3 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（GH）	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

（1）利用状況（実績）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	①実績値	0人	0人	0人
	②見込	0人	0人	0人
	①/②	0%	0%	0%
共同生活援助（GH）	①実績値	24人	26人	25人
	うち重度障害	1人	2人	4人
	②見込	26人	29人	29人
	①/②	92.3%	89.7%	86.2%
施設入所支援	①実績値	36人	39人	38人
	②見込	42人	42人	42人
	①/②	85.7%	92.9%	90.5%

（※実績値は各年度末、令和5年度は令和5年7月の利用実績）

（2）利用見込量

サービス種別	利用見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月
共同生活援助	26人/月	27人/月	27人/月
うち重度障害	3人/月	4人/月	4人/月
施設入所支援	39人/月	39人/月	39人/月

4 相談支援サービス

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

(1) 利用状況 (実績)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	①実績値	39人/月	34人/月	20人/月
	②見込	18人/月	21人/月	22人/月
	①/②	216.7%	161.9%	90.9%
地域移行支援	①実績値	0人/月	0人/月	0人/月
	②見込	0人/月	0人/月	0人/月
	①/②	0%	0%	0%
地域定着支援	①実績値	0人/月	0人/月	0人/月
	②見込	0人/月	0人/月	0人/月
	①/②	0%	0%	0%

(※実績値は各年度末、令和5年度は令和5年7月の利用実績)

(2) 利用見込量

サービス種別	利 用 見 込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	30人/月	30人/月	30人/月
地域移行支援	0人/月	0人/月	0人/月
地域定着支援	0人/月	0人/月	0人/月

5 障がい児サービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

(1) 利用状況（実績）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	① 実績値	77人日/月	69人日/月	100人日/月
		18人/月	18人/月	16人/月
	② 見込	90人日/月	85人日/月	80人日/月
		16人/月	16人/月	15人/月
	① / ②	85.6%	81.2%	125%
医療型児童発達支援	① 実績値	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	② 見込	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	① / ②	0.0%	0.0%	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	① 実績値	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	② 見込	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	① / ②	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	① 実績値	4人日/月	0人日/月	1人日/月
	② 見込	3人日/月	3人日/月	3人日/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	① / ②	133.3%	0%	33.3%
保育所訪問支援	① 実績値	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	② 見込	1人日/月	1人日/月	1人日/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	① / ②	0.0%	0.0%	0.0%

障害児相談支援	① 実績値	12人/月	10人/月	2人/月
	② 見込	5人/月	5人/月	5人/月
	① / ②	240%	200%	40%

(※実績値は各年度末、令和5年度は令和5年7月の利用実績)

(2) 利用見込量

サービス種別	利用見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	90人日/月	85人日/月	80人日/月
人数	16人/月	16人/月	15人/月
居宅訪問型児童発達支援	0人日/月	0人日/月	0人日/月
人数	0人/月	0人/月	0人/月
放課後等デイサービス	3人日/月	3人日/月	3人日/月
人数	1人/月	1人/月	1人/月
保育所訪問支援	1人日/月	1人日/月	1人日/月
人数	1人/月	1人/月	1人/月
障害児相談支援	5人/月	5人/月	5人/月

第3章 地域生活支援事業の見込量

1 地域生活支援事業実施の基本的な考え方

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施するもので、必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

2 地域生活支援事業の実施状況及び事業量等の見込

(1) 実施状況（実績）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			実績	実績	実績
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無
	(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
	(3) 相談支援事業	委託事業所数	1	1	1
	(4) 成年後見制度利用支援事業	年間件数	2	4	2
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	年間件数	0	0	0
	(6) 意思疎通支援事業				
	手話通訳者派遣	年間派遣回数	5	5	2
	(7) 日常生活用具給付等事業				
	①介護・訓練支援用具	年間件数	0	1	0
	②自立生活支援用具	年間件数	5	3	1
	③在宅療養等支援用具	年間件数	3	1	0
	④情報・意思疎通支援用具	年間件数	2	2	1
	⑤排せつ管理支援用具	年間件数	490	483	358
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	年間件数	1	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	年間参加者数	0	0	0	
(9) 移動支援事業					
①個別支援型	支給決定者数	2	2	3	
②車両型	支給決定者数	6	8	9	
任意事業	(1) 日中一時支援事業	支給決定者数	5	7	7
	(2) レクリエーション活動等支援	年間回数	30	30	18
	(3) 自動車運転免許取得・改造助成	実施の有無	有	無	無
	(4) 点字・声の広報等発行	年間発行数	12	12	9
	(5) 奉仕員養成研修	実施の有無	無	無	有

※各年度末現在 令和5年度は12月末現在

(2) 事業量の見込

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	見込	見込
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
	(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
	(3) 相談支援事業	委託事業所数	1	1	1
	(4) 成年後見制度利用支援事業	年間件数	2	2	2
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	年間件数	0	0	0
	(6) 意思疎通支援事業				
	手話通訳者派遣	年間派遣回数	5	5	5
	(7) 日常生活用具給付等事業				
	①介護・訓練支援用具	年間件数	1	1	1
	②自立生活支援用具	年間件数	5	5	5
	③在宅療養等支援用具	年間件数	1	1	1
	④情報・意思疎通支援用具	年間件数	2	2	2
	⑤排せつ管理支援用具	年間件数	490	490	490
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	年間件数	1	1	1
	(8) 手話奉仕員養成研修事業	年間参加者数	1	1	1
	(9) 移動支援事業				
①個別支援型	支給決定者数	3	3	3	
②車両型	支給決定者数	9	9	9	
任意事業	(1) 日中一時支援事業	支給決定者数	7	7	7
	(2) レクリエーション活動等支援	年間回数	30	30	30
	(3) 自動車運転免許取得・改造助成	実施の有無	有	有	有
	(4) 点字・声の広報等発行	年間発行数	12	12	12
	(5) 奉仕員養成研修	実施の有無	有	有	有

アンケート調査

アンケート調査の概要

I. 調査の概要【障がい者】

1. 調査の目的

室戸市在住の方々を中心に、令和2年度に策定しました第6期室戸市障害者計画の改定に向けた取組を進めるため、住民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、行政機関に期待されること、現状とこれからの計画策定や施策推進に役立つための意見を収集するために、アンケート調査を実施しました。

2. 調査方法

調査の時期	令和5年7月31日～8月18日
調査対象者	室戸市に住所を有する18歳以上65歳未満で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方
調査方法	郵送配布～郵送回収

3. 回収方法

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
259件	100件	100件	38.6%

4. 報告書の見方について

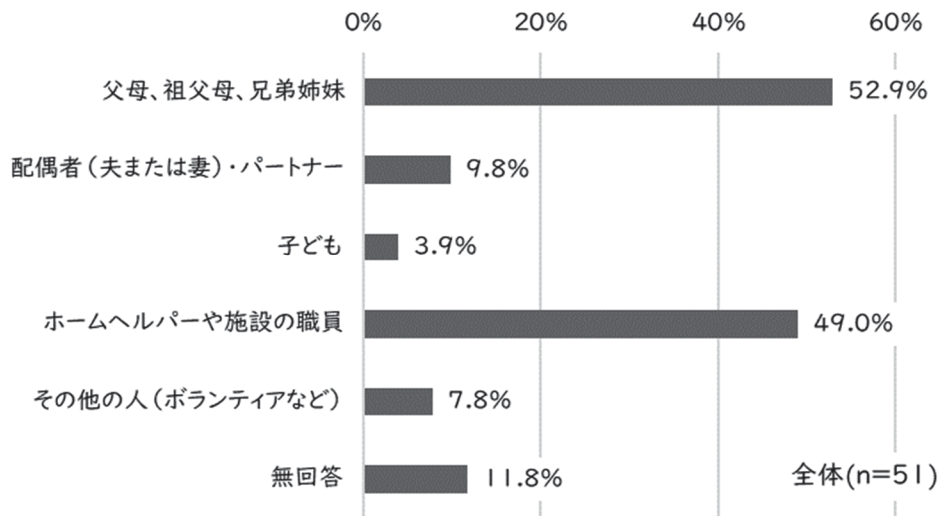
- 集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- 2つ以上の回答を可能とした（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 数表、図表、文中に示すnは、比率算出上の基数（標本数）です。
- 図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値（例：0.0%、0.1%など）は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合があります。

Ⅱ. 調査結果

日常生活の介助について

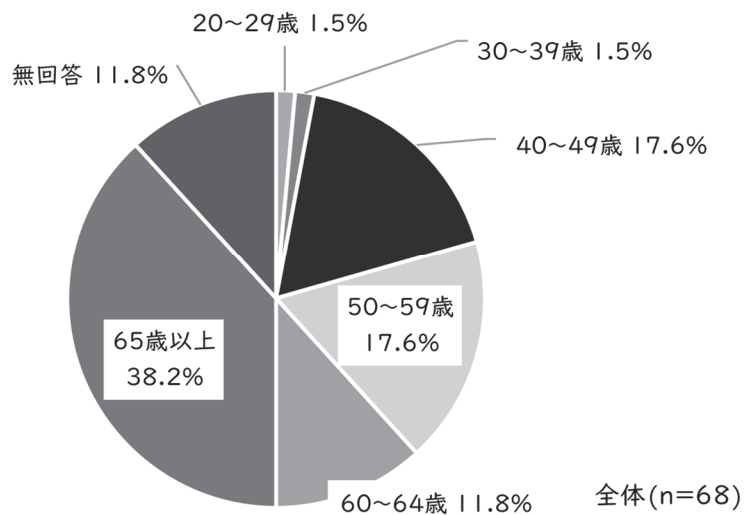
◎ 日常生活で、あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。（複数回答）

全体では「父母、祖父母、兄弟姉妹」が52.9%と最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」49.0%、「配偶者（夫または妻）・パートナー」9.8%となっています。



◎あなたを介助してくれる家族で特に中心となっている方の年齢をお答え下さい。

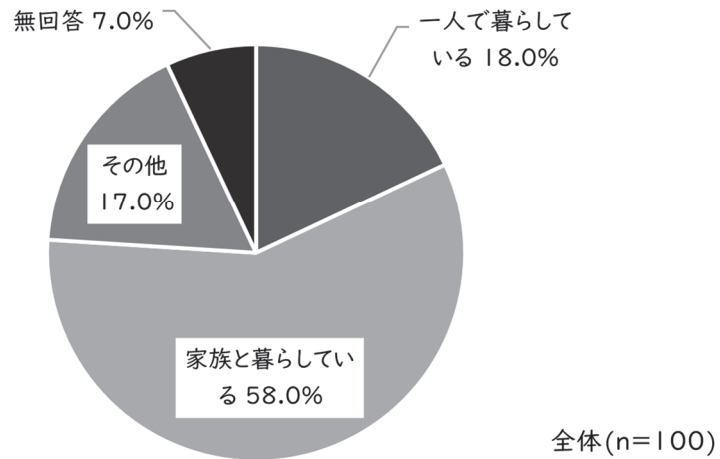
全体では「65歳以上」が38.2%と最も多く、次いで「40～49歳」「50～59歳」17.6%、「60～64歳」11.8%となっており、高齢の方の介助がほとんどを占めています。



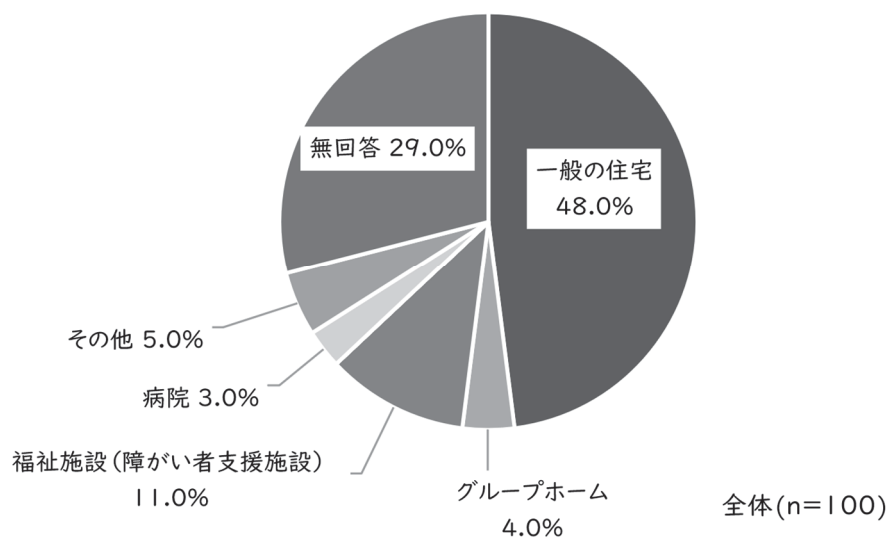
住まいや暮らしについて

◎ あなたは現在どのように暮らしていますか。

全体では「家族と暮らしている」58.0%、「一人で暮らしている」18.0%となっています。

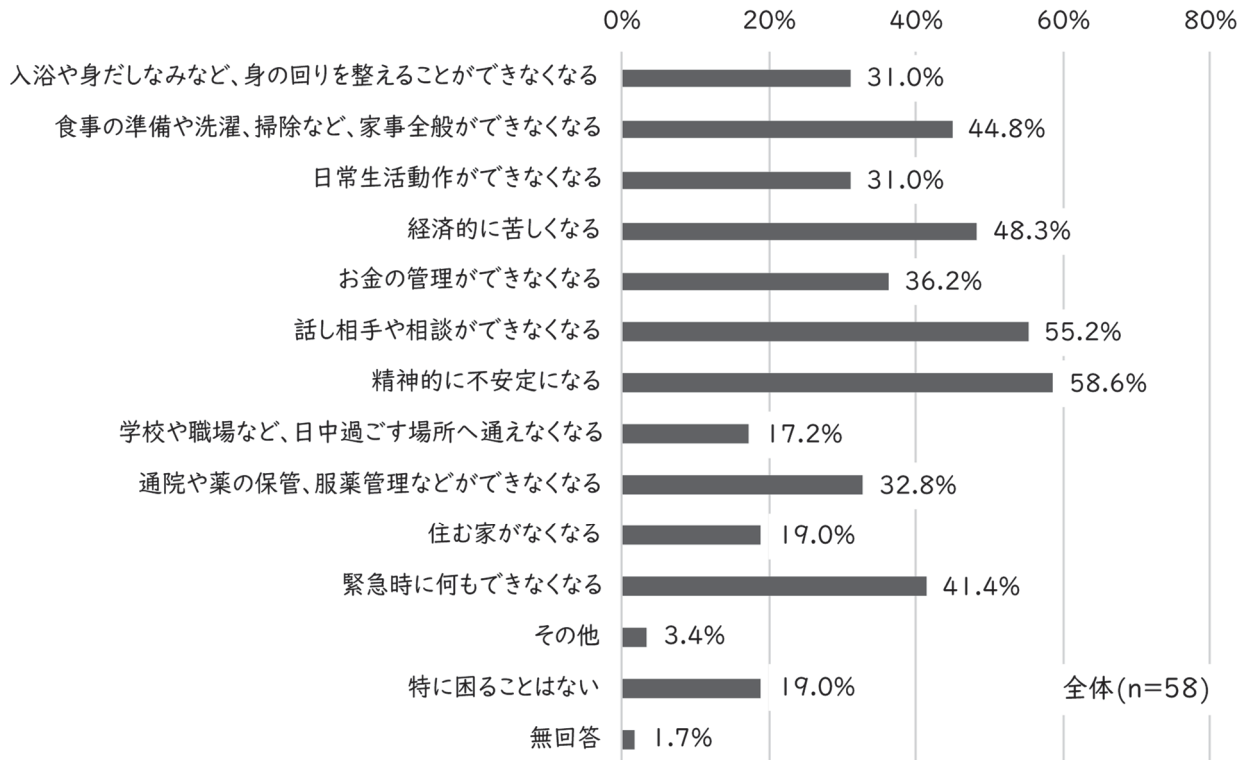


暮らしている場所は「一般の住宅」が48.0%と最も多く、次いで「福祉施設（障がい者支援施設）」11.0%、「グループホーム」4.0%となっています。



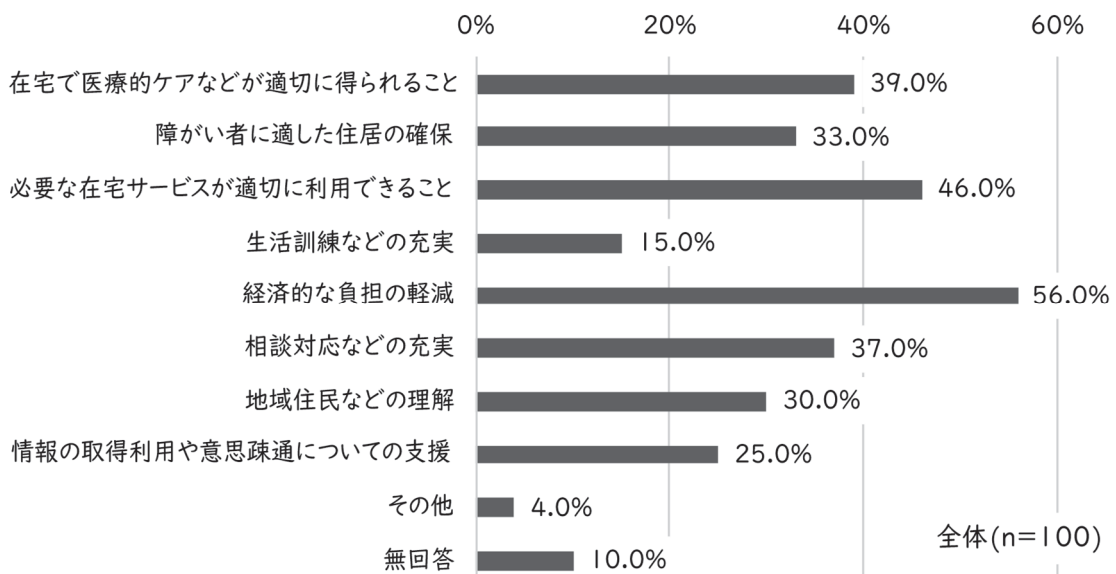
◎ 同居している方が高齢や病気などで、一緒に暮らせなくなった場合、どのようなことが困りますか。（複数回答）

「精神的に不安定になる」が58.6%と最も多く、次いで「話し相手や相談ができなくなる」55.2%、「経済的に苦しくなる」48.3%となっています。



◎ 現在の地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答）

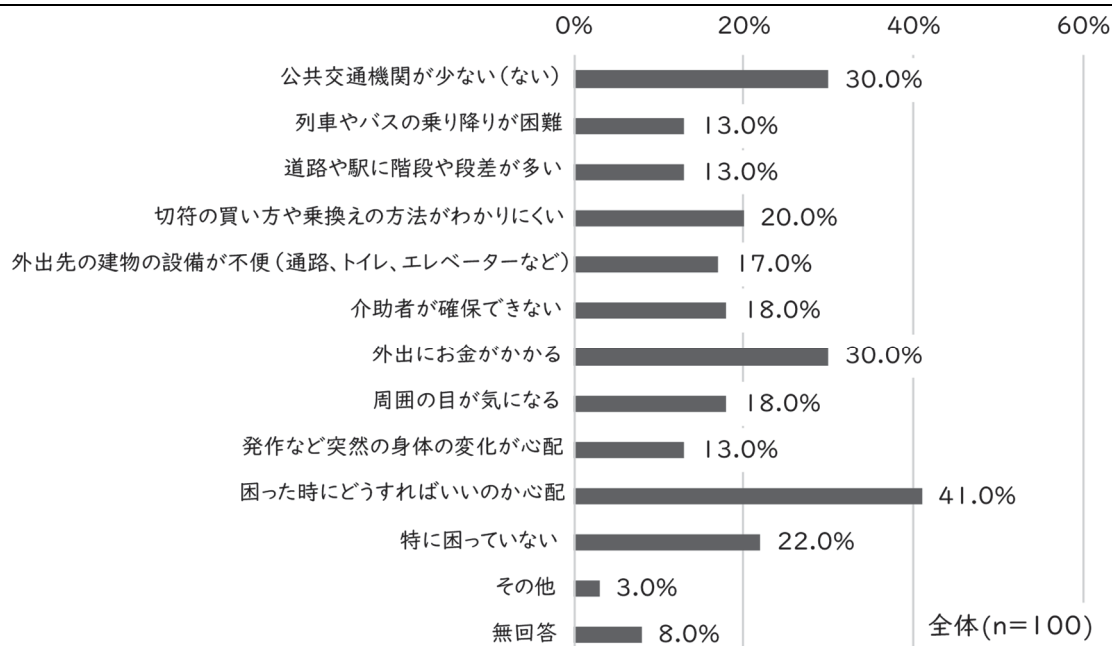
「経済的な負担の軽減」が56.0%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」46.0%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」39.0%となっています。その他に公共施設の充実したバリアフリー化などがありました。



日中活動や就労について

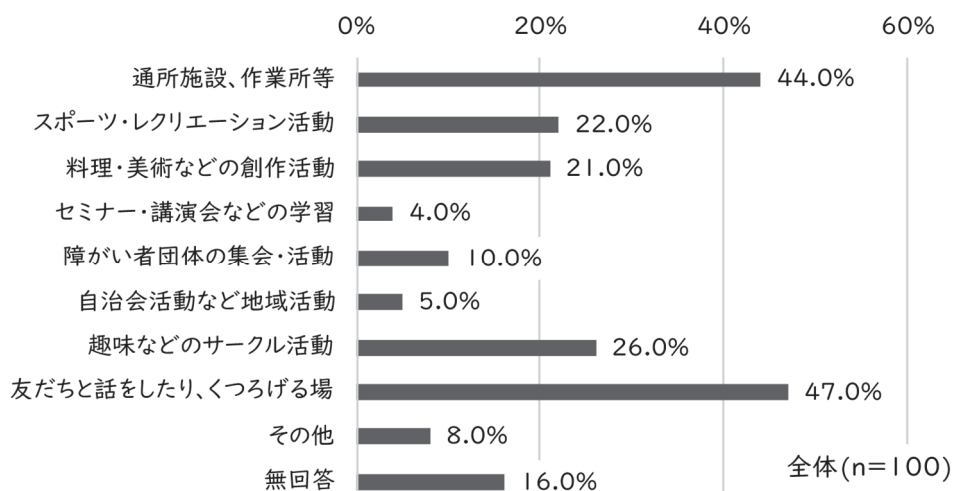
◎ 外出する時に困ることは何ですか。（複数回答）

「困った時にどうすればいいのか心配」が41.0%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」「外出にお金がかかる」30.0%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」20.0%となっています。



◎ あなたは、日中の活動の場として、どのような支援やサービス、場所が必要だと思いますか。（複数回答）

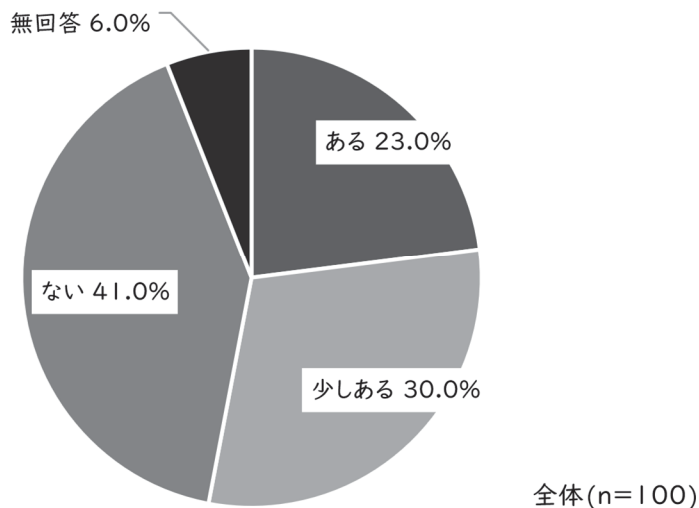
「友だちと話をしたり、くつろげる場」が47.0%と最も多く、次いで「通所施設、作業所等」44.0%、「趣味などのサークル活動」26.0%となっています。その他に、家の自分の部屋に一日中いるので、話し相手や何かできることがあればよいと思うなどという意見もありました。



権利擁護について

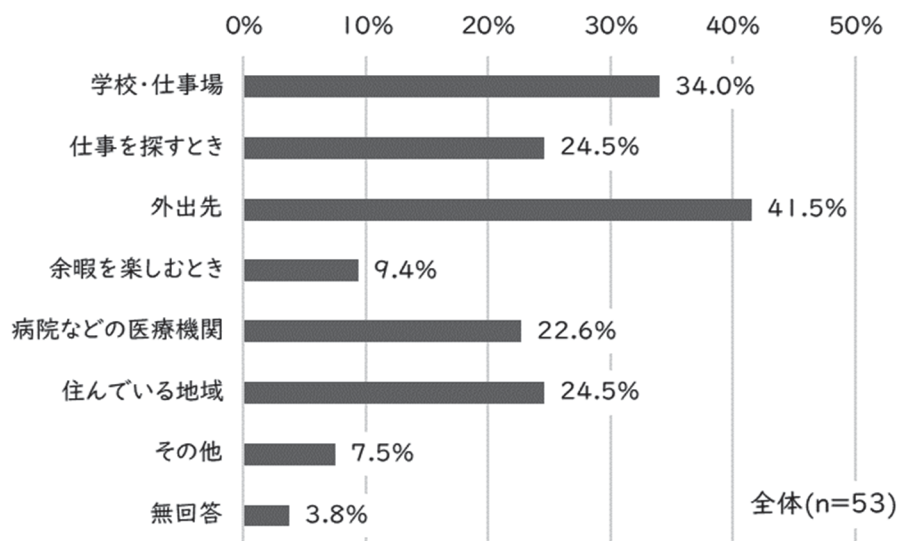
◎ あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

「ない」41.0%、「少しある」30.0%、「ある」23.0%となっています。



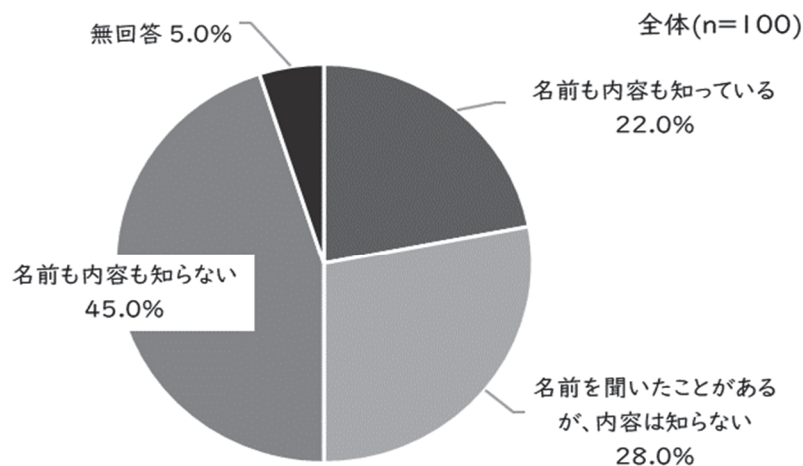
◎ どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答）

「外出先」が41.5%と最も多く、次いで「学校・仕事場」34.0%、「仕事を探すとき」「住んでいる地域」24.5%となっています。その他にネット内という意見もありました。



◎ 成年後見制度についてご存じですか。

「名前も内容も知らない」45.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」28.0%、「名前も内容も知っている」22.0%となっています。

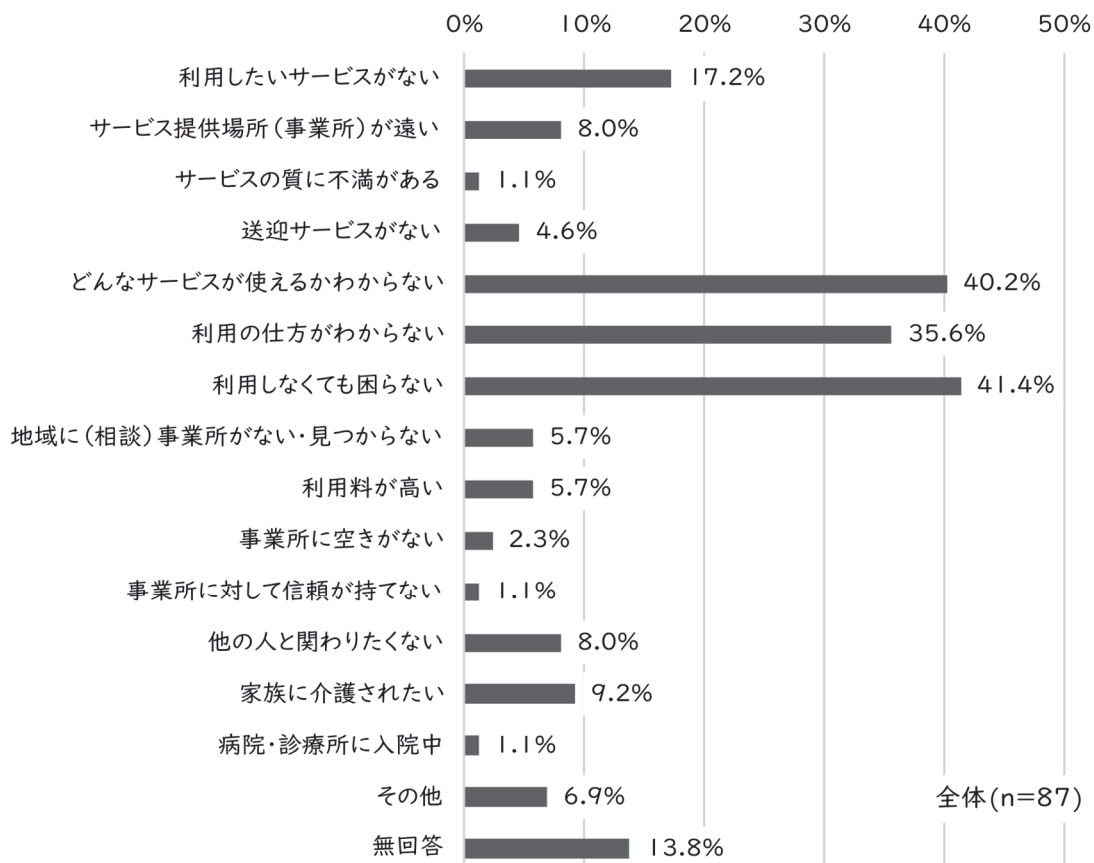


障がい福祉サービス等の利用について

◎ あなたがサービスを利用していない・利用を希望しない理由は何ですか。

(複数回答)

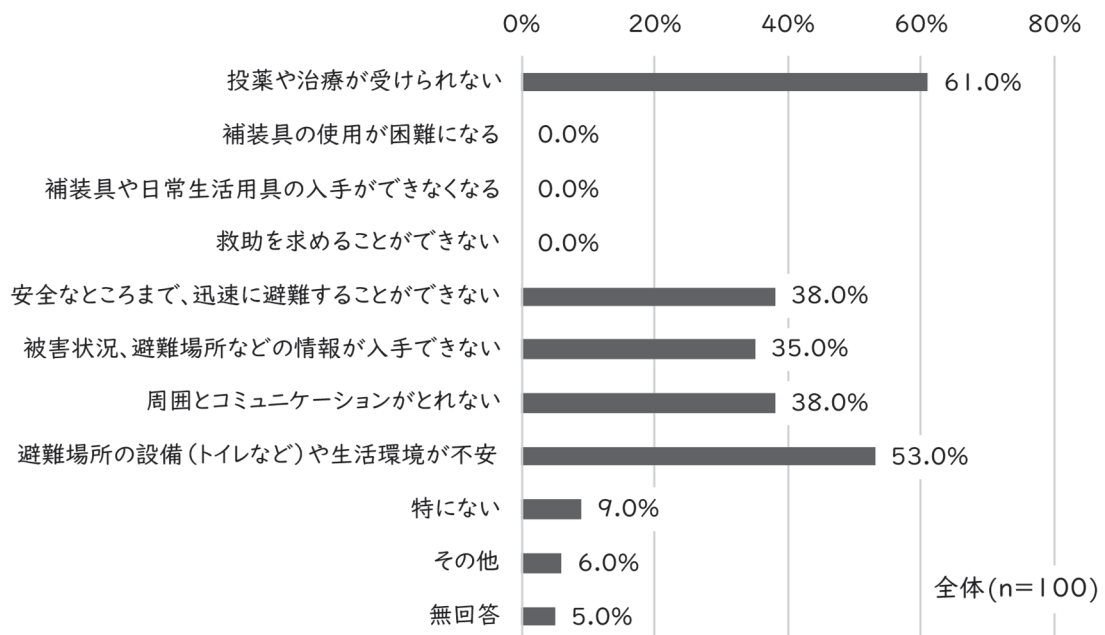
「利用しなくても困らない」が41.4%と最も多く、次いで「どんなサービスが使えるかわからない」40.2%、「利用の仕方がわからない」35.6%となっています。



災害時の避難等について

◎ 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。（複数回答）

「投薬や治療が受けられない」が61.0%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」53.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」「周囲とコミュニケーションがとれない」38.0%となっています。その他に住居がなくなる、恐怖と不安に耐えられるか、病院が麻痺したらどうなるかという声も聞かれました。



障がい福祉サービスや行政の取組についての自由記述

【情報の入手について】

- * 入所施設についてパンフレットなどの情報が欲しい
- * 障害福祉サービスや行政サービスにはこういった取り組みがあるかわからない

【仕事について】

- * 障害者の居場所（仕事）が欲しい
- * B型の就労支援施設に行きたい

【医療について】

- * 障害やアレルギーに対する知識の習得
- * 災害時等の際の医療の確保、カウンセラーとの関係構築が困難

【支援について】

- * 講演会などでの手話を導入してほしい
- * 身体障害者に優しい環境整備、内部障がいの方への支援など
障害者の視点で物事を考え豊かな暮らしができるようにしてほしい
- * 生きていくことへの不安に対するメンタルのサポート
- * 様々な環境で生活する人への支援の輪を作ってほしい
- * 介護や支援をする家族への心のケアが必要

【生きがいについて】

- * できればずっと室戸にいて、必要とされるのであれば役に立ちたい

Ⅲ. 調査の概要【障がい児】

1. 調査の目的

室戸市在住の方々を中心に、令和3年度に策定しました第6期室戸市障害者計画の改定に向けた取組を進めるため、住民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、行政機関に期待されること、現状とこれからの計画策定や施策推進に役立つための意見を収集するために、アンケート調査を実施しました。

2. 調査方法

調査の時期	令和5年7月31日～8月18日
調査対象者	室戸市在住の18歳未満で次の項目のいずれかに該当する方の保護者 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方 ・通所受給者証・福祉サービス受給者証を交付されている方
調査方法	郵送配布～郵送回収

3. 回収方法

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
50件	18件	18件	36.0%

4. 報告書の見方について

- ・集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を可能とした（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- ・数表、図表、文中に示すnは、比率算出上の基数（標本数）です。
- ・図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値（例：0.0%、0.1%など）は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合があります。

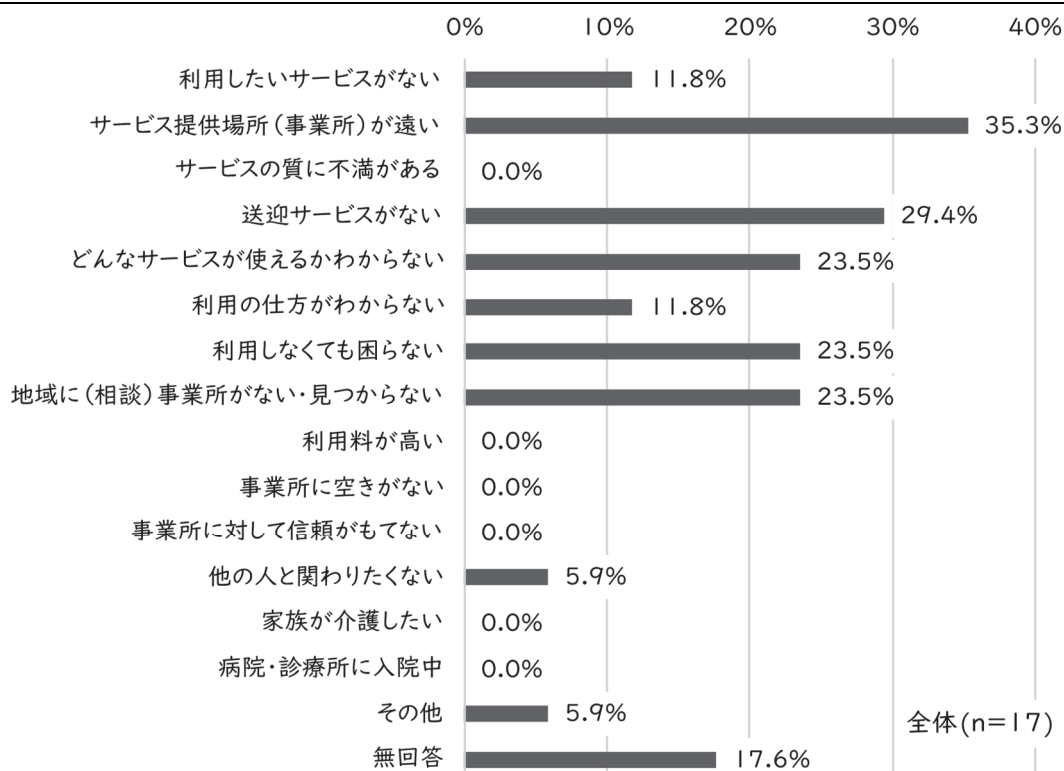
IV. 調査結果

障がい福祉サービス等の利用について

◎ お子さんがサービスを利用していない・利用を希望しない理由は何ですか。

(複数回答)

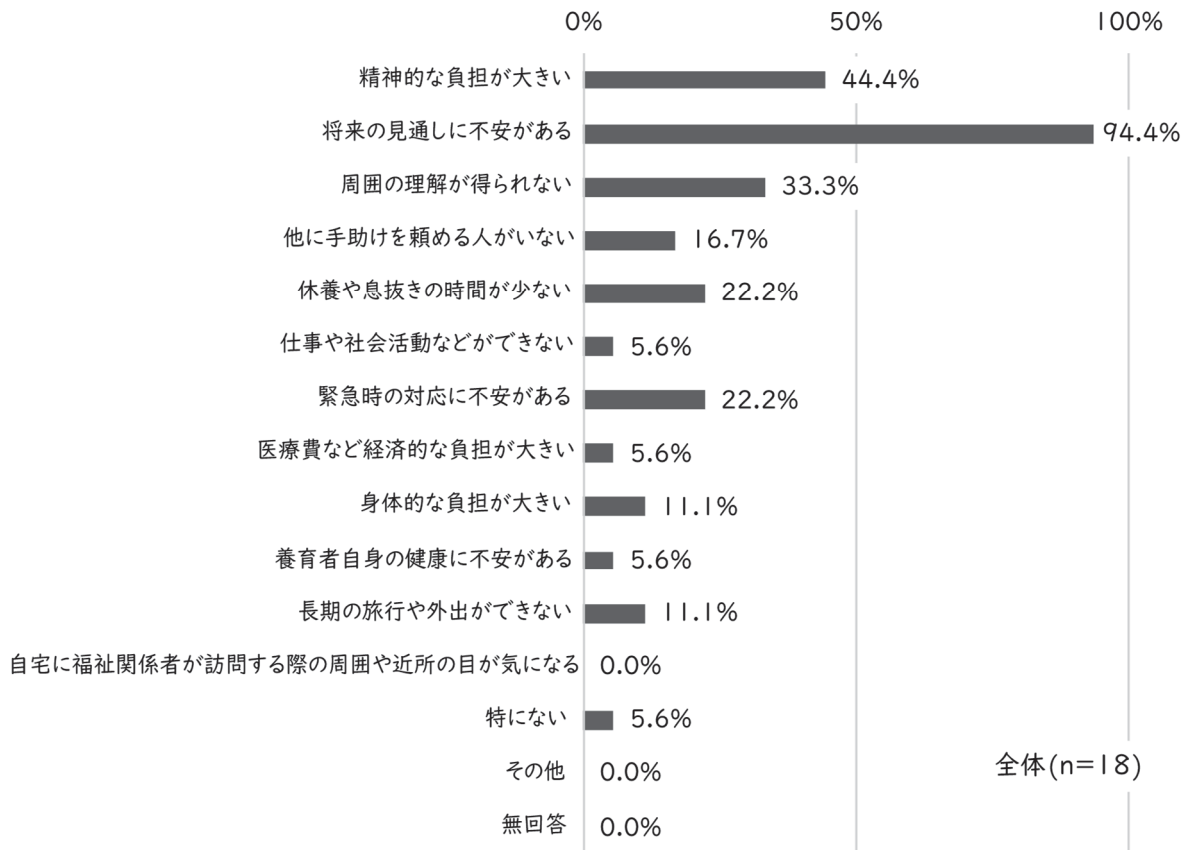
「サービス提供場所(事業所)が遠い」が35.3%と最も多く、次いで「送迎サービスがない」29.4%、「どんなサービスが使えるかわからない」「利用しなくても困らない」「地域に(相談)事業所がない・見つからない」が同率で23.5%となっています。



相談について

◎ 現在、何か悩みごとや困ったことはありますか。（複数回答）

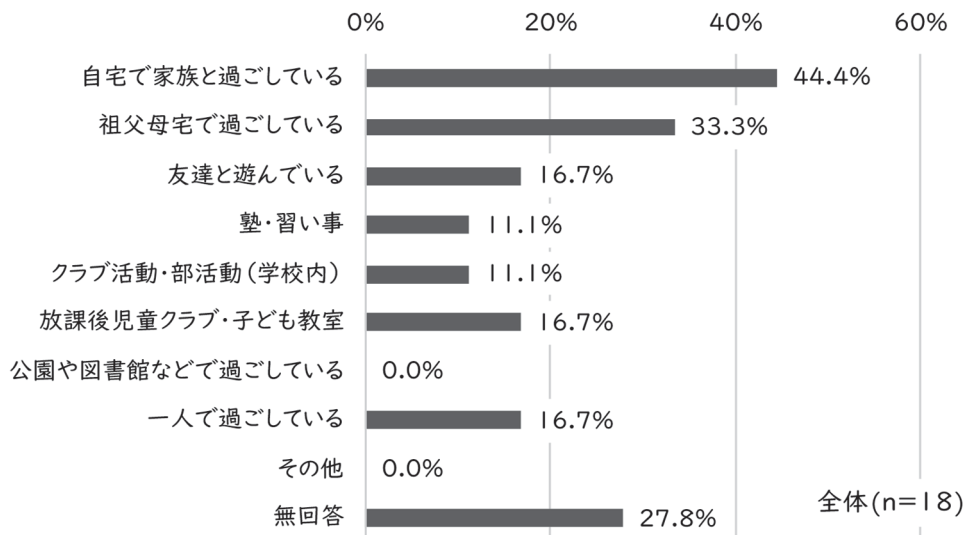
「将来の見通しに不安がある」が94.4%と最も多く、次いで「精神的な負担が大きい」44.4%、「周囲の理解が得られない」33.3%となっています。



就学後のお子さんについて、放課後・長期休暇の過ごし方について

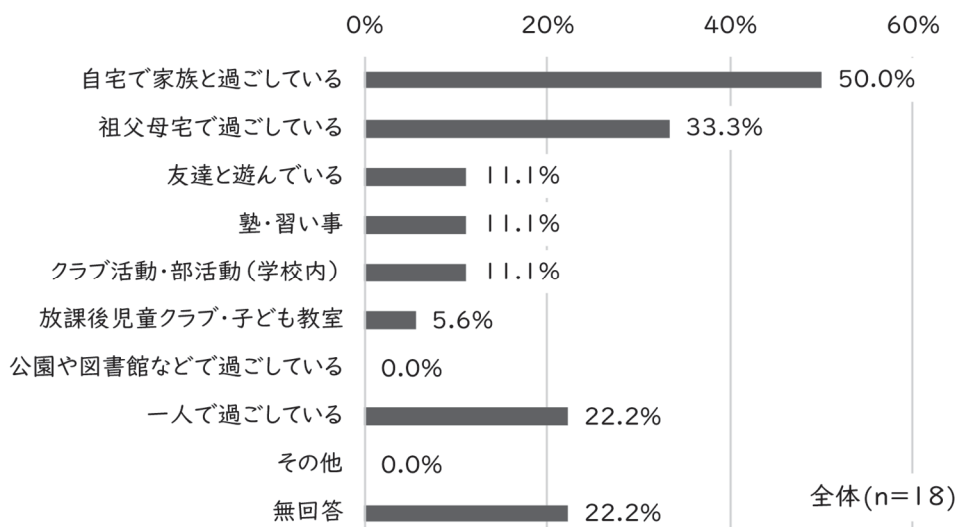
◎ 放課後、おさんはどのように過ごされていますか。（複数回答）

「自宅で家族と過ごしている」が44.4%と最も多く、次いで「祖父母宅で過ごしている」33.3%、「友達と遊んでいる」「放課後児童クラブ・子ども教室」「一人で過ごしている」が同率で16.7%となっています。



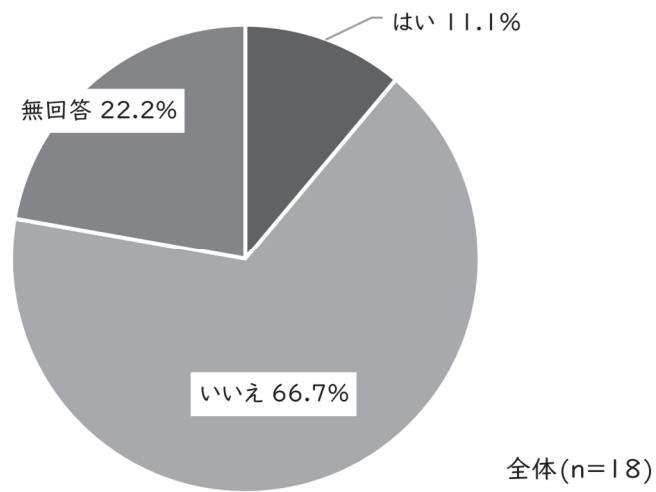
◎ 長期休暇、おさんはどのように過ごされていますか。（複数回答）

「自宅で家族と過ごしている」が50.0%と最も多く、次いで「祖父母宅で過ごしている」33.3%、「一人で過ごしている」22.2%となっています。



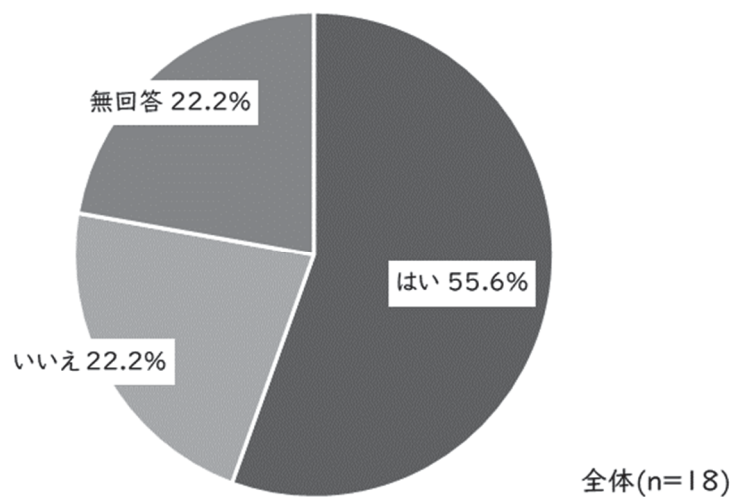
◎ 放課後や長期休暇中のお子さんの過ごし方に満足していますか。

「いいえ」66.7%、「はい」11.1%となっています。



◎ 放課後や長期休暇中のお子さんのお世話や介護の負担を感じることはありますか。

「はい」55.6%、「いいえ」22.2%となっています。



放課後や長期休暇中のお子さんの過ごし方についてのご意見・ご要望、 生活の困りごとについて

【家族の負担について】

- * 子供の面倒を見る祖父母への負担が心配
- * 障がい特性による親の育てづらさや負担があり精神的に疲弊している
- * 子供を1人にする事が出来ず仕事に行けなくなり生活に困る

【心配事について】

- * 子供の将来への不安
- * 一人で遊ぶ時の安全面での不安
- * 友達とあまり馴染めず家にいることが多い
- * 日常生活の不安からこのままではいけないと焦りと不安に苛まれている

【居場所づくりについて】

- * 放課後デイサービスがないため一人になることが多く、十分な療育が受けられない
- * 長期休暇や放課後に人と交流できる居場所が近くに欲しい
- * 放課後デイサービスなどの子供たちが安心して過ごせる場所が欲しい
- * 長期休暇中に障害の有無にかかわらず楽しく参加出来るようなイベントがあれば楽しく過ごすことができる

【権利擁護について】

- * 障がいの特性を理解してもらえないため学童に行けなかった
- * 障害について理解してもらえないため外出しづらい

【学習支援について】

- * 大事な成長段階で社会性の向上コミュニケーション能力や学習の向上等の支援を受けられない。

資料編

1 室戸市障害者自立支援協議会関係機関名簿

No	関係機関等	機関名
1	指定相談支援事業所	相談支援センター はまゆう
2		相談支援事業所 しえんの舎
3	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設 むろと・はまゆう園
4		共同作業所 むろとうみがめ
5		基準該当生活介護事業所 むえんの舎
6	障害者関係団体	室戸市身体障害者連盟
7		むろとはまゆう園保護者会
8		室戸市障害者相談員
9	保健医療関係機関	安芸郡医師会芸東地区
10	雇用関係機関	安芸公共職業安定所
11	福祉関係機関	室戸市社会福祉協議会
12		室戸市民生児童委員協議会
13	県及び行政関係部署等	高知県安芸福祉保健所
14		室戸市教育委員会
15		室戸市福祉事務所
16		室戸市保健介護課

2 設置要綱

室戸市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者施策の実施にあたり、市の障害者施策の円滑かつ適切な運営を図るため、室戸市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者計画等の進行管理並びに評価に関する事項
- (2) 障害者施策に関する関係機関の連携に関する事項
- (3) 相談支援事業の運営に関する事項及び障害者の就労等の促進に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、障害者施策に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- 2 協議会は、全体会及び定例会で構成し、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(全体会)

第4条 全体会は、地域における障害者等への支援施策の全般について、情報交換、施策の策定、専門部会の設置、変更、廃止、関係機関等の連携のあり方及び役割分担について協議する。

- 2 全体会は、協議会を代表し、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定例会)

第5条 定例会は、個別支援や相談支援活動を通じて把握した地域の情報や課題を整理し、全体会に報告する。

- 2 定例会は、会長が指名する関係機関等の実務担当者等で構成する。
- 3 定例会は、会長があらかじめ指定した者が会議を主宰するものとする。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

2 専門部会は、その設置目的に応じ会長から指名された実務担当者等により構成する。

3 専門部会に部会長を置き、構成メンバーの互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長は、会議において必要があると認めるときは、構成メンバー以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健介護課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の構成員は、協議会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

	関係機関等
1	指定相談支援事業所
2	指定障害福祉サービス提供事業所
3	障害者関係団体
4	保健医療関係機関
5	雇用関係機関
6	福祉関係機関
7	県及び市行政関係部署等
8	その他市長が必要と認める機関等

第7期 室戸市障害者計画
第7期 室戸市障害福祉計画
第3期 室戸市障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

＜発行年月＞令和6年3月

＜編集・発行＞室戸市 保健介護課

〒781-7109

高知県室戸市領家 87 番地

電話番号：0887-22-3105